

第2部

男女共同参画のまちづくりの取組

1. 令和3年度の取組について

① 各推進事業の取組状況

第4次プランでは、7つの目標の下に合計187の推進事業を掲げています。そのうち再掲している事業は23事業あり、延べ推進事業は210事業となっています。

また、推進事業の取組状況については、毎年度、各施策・事業の担当課にて内部評価(点検・評価)を行い、推進しています。

令和3年度の各施策・事業の担当課の年度ごとの自己評価をみると、評価A「計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった(または目標を大きく上回った)」が29.5%、評価B「計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった(または目標を概ね達成できた)」が61.4%となり、評価A、評価Bを合わせた割合は90.9%となっています(図表49)。

図表49 令和3年度の取組状況(総括)

	A	B	C	D	E	—
目標Ⅰ	9	19	0	0	0	0
	32.1%	67.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
目標Ⅱ	3	17	0	1	0	0
	14.3%	81.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
目標Ⅲ	2	6	1	0	0	0
	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
目標Ⅳ	8	25	1	1	0	2
	21.6%	67.6%	2.7%	2.7%	0.0%	5.4%
目標Ⅴ	2	14	0	0	3	0
	10.5%	73.7%	0.0%	0.0%	15.8%	0.0%
目標Ⅵ	17	30	1	0	6	0
	31.5%	55.6%	1.9%	0.0%	11.1%	0.0%
目標Ⅶ	21	18	2	0	0	1
	50.0%	42.9%	4.8%	0.0%	0.0%	2.4%
全体	62	129	5	2	9	3
	29.5%	61.4%	2.4%	1.0%	4.3%	1.4%

A: 計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった(または目標を大きく上回った)

B: 計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった(または目標を概ね達成できた)

C: 計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった

(または目標の達成には課題が残った)

D: 計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった。

(またはほとんど目標を達成できなかった)

E: 事業を予定どおり実施しなかった

—: その他(未実施、効果測定不能、事業終了など)

※ここでの計画とは、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」のことを指します。

② 全庁共通事業の取組状況

第4次プランにおいては、全庁的に取り組む共通事業を5事業掲げており、毎年度取組状況を把握して推進しています。

●第4次プランにおいて全庁的に取り組む共通事業

- 1 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成(事業番号43)
- 2 審議会等委員への女性の登用促進(事業番号46)
- 3 審議会等委員の市民公募の実施(事業番号47)
- 4 職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進(事業番号86)
- 5 被害者及びその関係者に関する情報の保護(事業番号173)

全庁的に取り組む共通事業 1

事業番号 43 男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成

【施策内容】

人権尊重・男女共同参画の視点に留意し、広報・出版物を作成します。

【令和3年度の取組】

庁内全課(対象 428 課)に、広報物等の作成状況及び男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成にあたっての5項目を点検するとともに、作成にあたって注意していること、広報等の作成についての考え方を設問しました。

令和3年度に広報物・出版物を作成した課は 192 課で、年間平均 4.45 種類を作成しています。

また、作成時に留意している男女共同参画の視点は、下表のとおりとなっています(図表 50)。

その他に配慮したこととしては、「イラスト等、男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した」等の意見があげられています。

図表 50 事業番号 43 の令和3年度の取組状況 (集計結果)

A : 十分できている (90%以上) B : 概ねできている (70%以上)
 C : できている面もあるが不十分である (50%程度) D : (あまり) できていない (50%未満)

該当のあった課192 / 調査対象課428	A	B	C	D	非該当
1 男女いずれかに偏った表現にならないようにしているか	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 性別によりイメージを固定化した表現にならないようにしているか	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 男女を対等な関係で描いているか	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
4 男女で異なった表現、性別による特有な表現を使わないようにしているか	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
5 女性を安易にアイキャッチャーとして起用しないようにしているか	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%

全庁的に取り組む共通事業 2

事業番号 46 審議会等委員への女性の登用促進

【施策内容】

男女が対等なパートナーとして政策・方針などの決定に参画できるよう審議会等委員への女性登用を促進します。「さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱」に基づき、委員の選任の際、目標値(42%)を下回る所管課と事前協議を実施するほか、毎年、全審議会等の登用計画書の作成を行います。また、男女共同参画推進本部を中心に全庁的な取組を図ります。

【令和3年度の取組】

審議会等における女性委員の割合は、令和3年度末は34.4%で、令和2年度末と比べ、1.0ポイント下回りました(図表 51)。目標に対する進捗率は約 81.9%となっています。

152 の審議会等内訳では、要綱等に基づくものの女性委員割合が 37.6%と最も高く、続いて条例に基づくものが 37.5%、法律等により必置のものが 28.9%となっています(図表 52)。

女性委員の割合別内訳では、目標値 42%を達成している審議会等数が 64 となっており、88 の審議会等が未達成となっています(図表 53)。

図表 51 審議会等における女性委員の割合

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
35.6%	35.4%	34.4%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 52 審議会等数内訳

	審議会等数	うち女性委員を含む審議会等数	委員総数	女性委員数	女性委員割合
法律等により必置のもの	26	23	755 人	218 人	28.9%
条例に基づくもの	75	75	787 人	295 人	37.5%
要綱等に基づくもの	51	49	569 人	214 人	37.6%
合計	152	147	2,111 人	727 人	34.4%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 53 女性委員の割合別内訳

女性委員の割合	0%	~10%	~20%	~30%	~42%未満	42%以上	合計
令和3年度審議会等数	5	9	23	18	33	64	152

88

(人権政策・男女共同参画課)

全庁的に取り組む共通事業 3

事業番号 47 審議会等委員の市民公募の実施

【施策内容】

審議会等委員の男女割合の格差を積極的に是正するため、市民公募を実施し、女性の市政参画を促進します。

【令和3年度の取組】

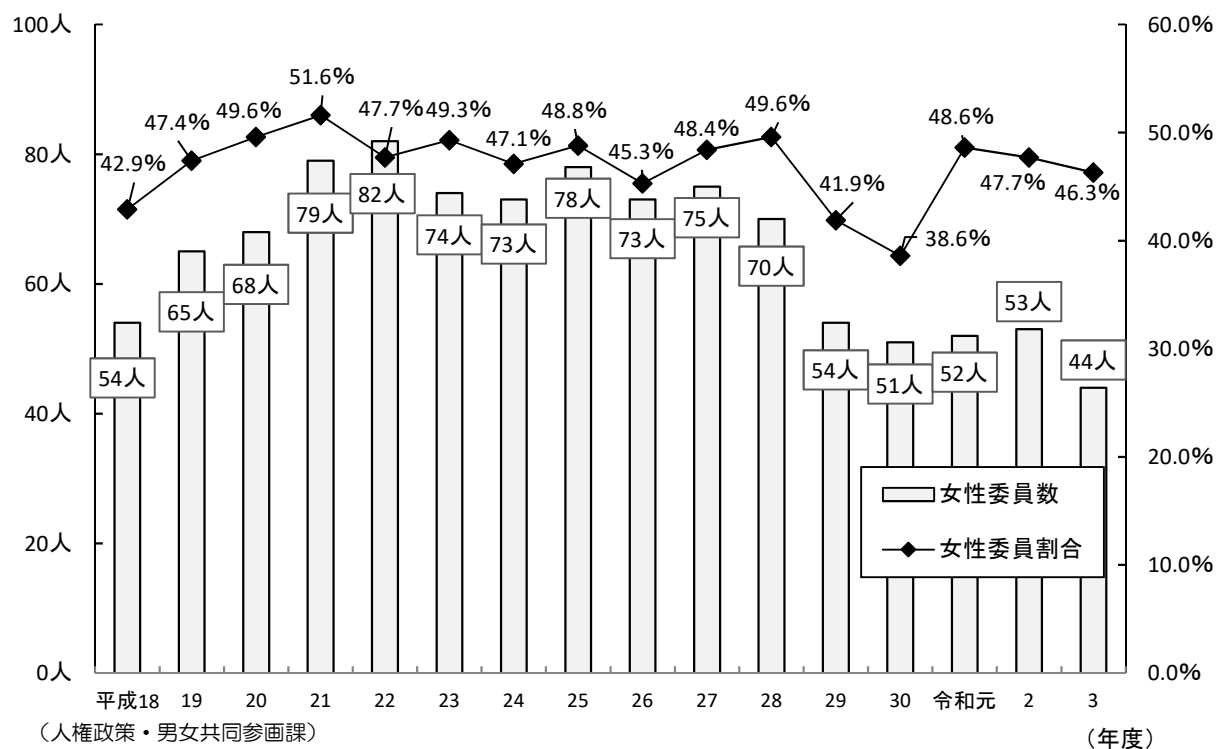
152の審議会等の中で、市民公募を実施している審議会等は40で、全体の26.3%となっております。また、市民公募委員95人のうち、女性委員は44人で、割合は46.3%となっております(図表54、55)。

図表 54 令和3年度末の審議会等における市民公募の実施状況

	市民公募 を実施している 審議会等数	市民公募 委員数	うち女性委員数	公募委員の 女性委員割合
法律等により 必置のもの	4	15	5	33.3%
条例に 基づくもの	25	58	27	46.6%
要綱等に 基づくもの	11	22	12	54.5%
合計	40	95	44	46.3%

(人権政策・男女共同参画課)

図表 55 審議会等の市民公募委員における女性委員数推移



全庁的に取り組む共通事業 4

事業番号 86 職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進

【施策内容】

職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。

【令和3年度の取組】

庁内全課(対象428課)に、職務・職場の固定的性別役割分担についての9項目の点検を設問しました。9項目のうち8項目については、女性がいない等で非該当と回答した課を除き、ほとんどの課で A(十分できている)と回答しています(図表56)。

図表 56 事業番号 86 の令和3年度の取組状況 (集計結果)

A : 十分できている (90%以上) B : 概ねできている (70%以上)
C : できている面もあるが不十分である (50%程度) D : (あまり) できていない (50%未満)

調査対象課428	A	B	C	D	非該当
1 主導的役割について、性別を固定せず男女の隔たりなく行われているか	86.2%	0.0%	0.0%	0.0%	13.8%
2 補助的業務について、性別を固定せず男女双方隔たりなく行われているか	86.0%	0.2%	0.0%	0.0%	13.8%
3 資料のコピーや雑用などは、男女の区別なく行われているか	86.0%	0.2%	0.0%	0.0%	13.8%
4 育児休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間休暇などが取りやすい環境になっていると思うか	90.2%	3.0%	0.5%	0.0%	6.3%
5 職場での会話や個別の出来事への対応について、性差別を意識せず、職務に専念できる環境になっていると思うか	87.1%	0.5%	0.0%	0.0%	12.4%
6 男女を問わず、個々の能力が発揮されていると思うか	85.3%	0.9%	0.0%	0.0%	13.8%
7 男女を問わず、会議や研修に参加できる環境になっているか	85.7%	0.5%	0.0%	0.0%	13.8%
8 課内で、各担当の業務予定や問題点等について共通認識を持つため、性別や年代に関わらず、意見交換・調整の場があるか	91.1%	2.1%	0.0%	0.0%	6.8%
9 日常業務で「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」を活用しているか	49.1%	38.8%	6.8%	5.4%	0.0%

事業番号 173 被害者及びその関係者に関する情報の保護

【施策内容】

DV被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。

【令和3年度の取組】

庁内全課(対象 428 課)に、DV被害者及びその関係者に関する情報管理の徹底について設問しました。該当のあった課は 212 課で、A(できている)と回答した課が 211 課、B(できているが課題もある)と回答した課が 1 となっています(図表 57)。

図表 57 事業番号 173 の令和3年度の取組状況(集計結果)

該当のあった課212／調査対象428		
A できている	B できているが 課題もある	C できていない
211	1	0

(人権政策・男女共同参画課)

③ 数値目標の進捗状況

男女共同参画社会の実現にむけて、第4次プランから新たに64事業(69項目)に数値目標を設定して取り組んでおり、毎年度取組状況を把握しています。

進捗状況は以下のとおりで、目標を達成している事業は26事業(28項目)、達成率は事業ベースで40.6%となっています(図表58)。

図表58 64事業(69項目)の数値目標の進捗状況

数値目標対象事業	目標達成事業	達成率
64	26	40.6%

※複数の指標項目をもつ事業においては指標項目の1つでも達成していた場合、目標達成事業に数えている。
 ※目標達成期限未到来のものについては、令和3年度の実績を目標値と比較した際の達成状況。

図表59 64事業(69項目)の数値目標の実績値(令和3年度)

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R3年度実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
1	I	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,600 (29年度末)	部	5,400 —	5,800 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
2	I	2	人権セミナー・講座等の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が深まった少し深まった割合	94.8 (29年度末)	%	99.1 —	96 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
3	I	3	人権問題に関する情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14 (29年度末)	回	18 —	14 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
4	I	7再II	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98 (29年度末)	%	97.4 —	100 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
5	I	13再III	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回/年度 (29年度)	—	6回/年度 —	3回以上/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
6	I	14	図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	34 (29年度末)	冊	55 —	40 (令和5年度)	資料サービス課
7	I	23	男女共同参画推進団体の活動への支援	協議会の新規加盟団体数	— (29年度末)	団体	— R2年度協議会解散	5 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
8	I	25	相談事業の充実	相談に携わる職員の研修等の開催回数	12 (29年度末)	回	12回/年度 —	15回/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
—	II	7再I	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等受講者の満足度	98 (29年度末)	%	97.4 —	100 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
9	II	36	父子手帖の発行及び配布	父子手帖の発行及び配布数	15,000 (29年度)	冊	15,000 —	15,000 (令和5年度)	子育て支援政策課
10	II	40	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	仕事をすることは人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合	89.1 (29年度末)	%	90.4 —	94.8 (令和5年度)	生涯学習振興課

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R3年度実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
11	II	41	親の学習、家庭教育学級等の実施	親の学習事業の男性参加者の中で満足と回答した割合	79.8	%	83.4	83.4	生涯学習総合センター
					(29年度)		—	(令和2年度)	
12	II	45	情報モラル教育の推進	学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率	76.2	%	削除実績なし	90	教育研究所
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
13	III	46	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	36.1	%	34.4	42.0	人権政策・男女共同参画課 全庁
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
14	III	46	審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	2	件	5	0	人権政策・男女共同参画課 全庁
					(29年度末)		—	(令和5年度)	
15	III	47	審議会等委員の市民公募の実施	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	未調査	—	15.1%	20%以上	総務課 全庁
					(28年度末)		—	(令和5年度)	
16	III	48	女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	一般行政職11.2	%	一般行政職11.4	一般行政職 14.0	人事課
					(平成29年4月1日時点)		—	(令和3年4月1日時点)	
17	III	49	女性教職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	教職員10.8	%	教職員 19.0	教職員 12.0	教職員人事課
					(平成29年4月1日時点)		—	(令和3年4月1日時点)	
18	III	50	市の女性職員の職域拡大	消防職の女性職員の採用割合(4年間総採用者数)	消防職 4.3	%	9.1%(R3年度)	消防職 14.0	消防職員課
					(28年度末)		11.8%(4年間)	(令和2年度末)	
19	III	51	市の女性職員の職域拡大	企業職の女性職員の配置割合	企業職12.7	%	16.0	企業職16.2	水道総務課
					(平成29年4月1日時点)		—	(令和6年4月1日時点)	
—	III	13 再I	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	3回/年度	—	6回/年度	3回以上/年度	人権政策・男女共同参画課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
20	IV	55	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合	87.4	%	100	90	人権政策・男女共同参画課
					(29年度末)		—	(令和5年度末)	
21	IV	58 再V	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者	—	4事業者	3事業者/年度	人権政策・男女共同参画課
					(30年度)		—	(令和5年度)	
22	IV	59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	CSRチャレンジ企業認証企業数	10	社	—	25社/年度	経済政策課
					(29年度)		R2年度廃止	(30年度～令和2年度)	
23	IV	63 再IV	育児休業・介護休暇取得の促進	男性の育児休業取得率 ※教職員除く	12.1	%	40.5	13	人事課
					(29年度)		—	(令和2年度)	
24	IV	65	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成数	62,719	人	2,727	今後3年間で 24,600人養成	いきいき長寿推進課
					(29年度末)		12,814人 (累計: 85,562人)		
25	IV	66	介護者サロン・カフェの充実(介護者支援体制充実事業)	①介護者サロンの実施回数	923	回	320	980	いきいき長寿推進課
					(29年度末)		—	(令和2年度末)	
26	IV	66	介護者サロン・カフェの充実(介護者支援体制充実事業)	②介護者カフェの実施か所数	4	か所	5	8	いきいき長寿推進課
					(29年度末)		—	(令和2年度末)	
27	IV	66	介護者サロン・カフェの充実(介護者支援体制充実事業)	③地域包括支援センターの認知度	—	—	56%	指標の設定	いきいき長寿推進課
					(29年度末)		—	(令和2年度末)	
28	IV	67	介護保険関連施設等の整備促進	施設の定員	7,824	人	8,432	8,481	介護保険課
					(29年度末)		—	(令和2年度)	
29	IV	70	育児学級の開催	育児不安軽減者の割合	78.3	%	73.4%	80%以上	地域保健支援課
					(29年度末)		—	(令和5年度)	

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R3年度 実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
30	IV	73	子どもショートステイ事業	契約施設数	6 (毎年度契約)	施設	6	毎年度6施設と契約 (令和5年度)	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
					(29年度末)		—		
31	IV	75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型施設数	10	カ所	10	10 (令和5年度)	子育て支援政策課
					(29年度末)		—		
32	IV	76	子育て情報の提供	子育て応援ブックの発行数	50,000	部	50,000	50,000 (令和5年度)	子育て支援政策課
					(29年度末)		—		
33	IV	77	子育て支援ネットワークの充実	ネットワーク会議の開催回数	1	回	1	1 (令和5年度)	子育て支援政策課
					(29年度末)		—		
34	IV	79 再VI	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100	%	100	100 (令和5年度)	地域保健支援課
					(29年度末)		—		
35	IV	81	病児保育室の拡充	病児保育室施設数	9	施設	0	12 (令和2年度)	のびのび安心子育て課
					(平成30年4月1日)		11		
36	IV	82	認可保育所等の拡充	保育所等利用待機児童数	315	人	0	0 (令和2年度)	のびのび安心子育て課
					(平成30年4月1日)		—		
37	IV	83	私立幼稚園預かり保育事業の充実	子育て支援型幼稚園の認定園数	なし	園	10	35 (令和2年度)	幼児政策課
					(29年度末)		46		
38	IV	84	放課後児童健全育成事業	利用ニーズに対する入所者の割合	96.6	%	97.3	100 (令和5年度)	青少年育成課
					(平成30年4月1日)		—		
—	V	58 再IV	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	表彰事業者数	2事業者	—	4事業者	3事業者/年度 (令和5年度)	人権政策・男女共同参画課
					(30年度)		—		
39	V	93	女性の再就職支援	ワークステーションさいたまにおけるワストップ就職支援サービス利用者数	9,156	人	7,936	9,600 (令和2年度)	労働政策課
					(29年度末)		—		
40	V	97 再VI	女性と若者の創業支援事業	女性創業件数	9	件	—	50 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
41	V	97 再VI	女性と若者の創業支援事業	若者創業件数	7	件	—	39 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
42	V	99	女性農業者の育成	地場産農産物料理講習会への講師派遣人数	10人/年度	—	0人/年度	10人/年度 (令和5年度)	農業政策課
					(29年度末)		—		
43	V	101	早期起業家教育事業の実施	早期起業家教育事業参加者数	643	人	40	600 (令和2年度)	労働政策課
					(29年度)		—		
44	VI	102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数	28	人	0	30 (令和5年度)	子育て支援政策課
					(29年度末)		—		
—	VI	97 再V	女性と若者の創業支援事業	女性創業件数	9	件	—	50 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
—	VI	97 再V	女性と若者の創業支援事業	若者創業件数	7	件	—	39 (29年度～令和2年度累計)	経済政策課
					(29年度末)		—		
45	VI	104	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数	5	回	3	6 (令和5年度)	青少年育成課
					(29年度)		—		
46	VI	105	さいたま市若者自立支援ルーム	若者自立支援ルームの年間延べ利用者数	9,300	人	7,319	12,000 (令和5年度)	青少年育成課
					(29年度)		—		

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R3年度 実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
47	VI	106	ニートの就労機会の創出	地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数	117	人	97	130	労働政策課
					(28年度末)				
48	VI	108	居住環境の整備	居宅改善費補助金申請件数	4	件	4	4	高齢福祉課
					(29年度)				
49	VI	111	高齢者の見守り活動の支援	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	43	地区	44	49	高齢福祉課
					(29年度末)				
50	VI	113	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	アンケート未実施	—	事業未実施につき実績なし	90	福祉総務課
					—		—	(令和5年度)	
51	VI	116	一般介護予防事業	リハビリテーション専門職の派遣回数	161	回	137	300	いきいき長寿推進課
					(29年度末)				
52	VI	117	生きがい活動事業の充実(アクティブチケット交付事業)	アクティブチケット新規交付者数	4,830	人	2,266	5,100	高齢福祉課
					(29年度末)				
53	VI	119	シルバーバンクの充実	マッチング成功数	875	件	123	835	高齢福祉課
					(29年度)				
54	VI	120	シルバー人材センターの充実	シルバー人材センター会員数	5,086	人	4,914	5,500	高齢福祉課
					(29年度末)				
55	VI	122	障害福祉サービス事業所などの充実	障害福祉サービス事業所等(生活介護)の整備人数	1,422	人	164人増	150人増	障害政策課
					(29年度末)		502人増	(30年度～令和2年度累計)	
56	VI	139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	61	校	62	62	健康教育課
					(24年度末)				
—	VI	79再IV	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100	%	100	100	地域保健支援課
					(29年度末)				
57	VI	143	乳がん・子宮がん等の検診の実施	がん検診の平均受診率	乳がん検診24.4% 子宮頸がん検診29.9% 平均受診率28.9%	—	乳がん検診18.9% 子宮頸がん検診26.1% 平均受診率23.6%	がん検診の平均受診率 40%	地域保健支援課
					(29年度)		—	(令和5年度)	
58	VI	145	精神保健福祉に関する講演会	参加者のアンケートによる満足度	80	%	88	80	こころの健康センター
					(29年度末)				
59	VI	146	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度	100	—	97.5	80	こころの健康センター
					(29年度末)				
60	VI	148	自主防災活動の推進	自主防災組織の結成率	91.8	%	92.3	97	防災課
					(29年度末)				
61	VI	149	女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	74	人	90	140	消防団活躍推進室
					(H30年4月1日現在)				
62	VII	155	若年層(生徒)における未然防止啓発の推進	中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数	中学校2校 高等学校4校	—	中学校17校 高等学校3校	中学校16校 高等学校4校	人権教育推進室
					(29年度)		—	(令和5年度)	
63	VII	159	学校現場等における防止体制	①校内研修の実施校数	市立全167校	—	市立全168校	市立全168校	教職員人事課
					(29年度)				
64	VII	159	学校現場等における防止体制	②苦情及び相談に係る問題の未解決件数	0	件	0	0	教職員人事課
					(29年度)				
65	VII	160	市役所におけるハラスメント防止体制	ハラスメント防止のための研修の実施回数	1回/年度	—	1回/年度	1回/年度	人事課
					(29年度末)				

No	目標	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (H30調査時点)	単位	R3年度実績 (通算)	達成期限の 目標値 (達成期限)	所管課
66	Ⅶ	161	地域と連携した防犯の推進	刑法犯認知件数	10,958	件	6,827	11,560	市民生活安全課
					(29年度末)	—	(令和2年)		
67	Ⅶ	162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	道路照明施設（公衆街路灯）設置数	870灯／年	—	509灯	800灯／年	市民生活安全課
					(29年度末)	—	(令和2年度)		
68	Ⅶ	166	相談体制の強化と周知	人権相談の実施回数	13	回	11	13	人権政策・男女共同参画課
					(28年度末)	—	(令和5年度)		
69	Ⅶ	179 再Ⅶ	自立に向けた支援	ひとり親家庭等介護職員 初任者研修の参加者数	28	人	0	30	子育て支援政策課
					(29年度末)	—	(令和5年度)		
—	Ⅶ	73 再掲Ⅳ	子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設 (毎年度契約)	—	6	毎年度6施設と契約	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
					(29年度末)	—	(令和5年度)		

2. 目標別推進事業の実施状況及び内部評価

内部評価の見方

事業番号	推進事業	事業内容	R1年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	男女共同参画推進センターおよび事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるように、に関する講座、講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度） →90%（令和5年度）	市内事業者へ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する出前講座を実施した。 講座後のアンケートでワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合は88.7%となった。 ・令和〇年〇月〇日 〇〇〇株式会社 受講者数 〇名 テーマ 〇〇〇〇	事業者側の研修の趣旨を伺いつつ、事業所の方々へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行うことで、多様な働き方などへの認識が深まり、ワーク・ライフ・バランスに向けたさまざまな取り組みの推進につなげられるような内容の講座を実施した。

※「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」上では、平成31年度以降の目標達成期限等についても、計画策定時点での年号である「平成」を使用し表記しておりますが、本年次報告書上では、「令和」を使用した表記に改めています。

（例）平成35年度→令和5年度

A：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、十分な効果があった（または目標を大きく上回った）
 B：計画に基づいて事業を実施し、施策の方向性の観点から、一定の効果があった（または目標を概ね達成できた）
 C：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、あまり効果がなかった（または目標の達成には課題が残った）
 D：計画に基づいて事業を実施したが、施策の方向性の観点から、ほとんど効果がなかった（またはほとんど目標を達成できなかった）
 E：事業を予定どおり実施しなかった
 ー：その他（未実施、効果測定不能、事業終了など）
 ※ここでの計画とは、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」のことを指します。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
20	○	R1	B	講座後のアンケートでワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合が88.7%となったことから、ワーク・ライフ・バランスについて考える契機となり、実践に繋げる機会となった。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を認知した人の割合は、前年度の●%から増加したものの、目標値に満たないため、さらに認知度を向上させる必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの必要性の認知度が向上し、事業所等で実践されるよう、アンケートで希望の多かったテーマとするなど内容を検討しつつ、今後も引き続き、講座や講演会を開催する。	人権政策・男女共同参画課
		R2					
		R3					
		R4					
		R5					

目標指標の達成度の考え方		
	①5か年で測るもの	②単年度で測るもの
◎・目標値を上回った	$X \geq 20\%$	$X \geq 100\%$
○・概ね目標値どおり	$20\% > X \geq 0\%$	$100\% > X \geq 80\%$
△・目標値を下回った	$0\% > X$	$80\% > X$
	①は「累計値÷達成期限までの年数×経過年数」を目標値とした上で評価	

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	① 人権尊重・男女平等意識の啓発	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	<p>様々な人権問題の解決のため、同和問題、女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人などの人権問題について理解を深めるための資料を作成します。</p> <p>【数値目標】 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」 5,600部（平成29年度末） →5,800部（令和5年度）</p>	<p>人権問題への理解を深めるための資料を作成。</p> <p>「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」5,400部 ・同和問題啓発冊子「私たちの人権」3,000冊 ・人権啓発冊子「インターネットと人権」 「外国人と人権」各1,200冊</p>	作成にあたり、内容、表現などに男女の偏りがないよう意識した。
		2	人権セミナー・講座等の開催	<p>市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民に対して人権問題の講演会を開催します。</p> <p>【数値目標】 『人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合』 94.8%（平成29年度末） →96%（令和5年度）</p>	<p>R3.12.1～20に人権啓発講演会を開催。</p> <p>・アンケート結果 人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」99.1%</p>	講演テーマの選定にあたり、男女の偏りがないよう配慮した。
		3	人権問題に関する情報の提供	<p>差別を許さない市民運動強調月間・週間、人権相談の実施など人権問題に関する情報を市報などに掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。</p> <p>【数値目標】 「人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数」 14回（平成29年度末） →14回（令和5年度）</p>	<p>市報に人権問題に関する情報を掲載。</p> <p>・掲載回数18回</p> <p>・コロナに関する差別についての記事5回（4月・6月・9月・10月・3月） ・差別・偏見についての記事1回（12月） ・無料相談（人権相談）記事12回（毎月）</p>	掲載にあたり、内容、表現などに男女の偏りがないよう意識した。
		4 VIIに再掲	性の多様性への理解の促進	<p>自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。</p>	<p>・「第1回パートナーシップさいたまフェスタ（オンライン開催）」において、「LGBTQと医療～誰もが必要な医療にアクセスできる社会を目指して～」をテーマに基調講演を実施した。</p> <p>・市民企画講座「にじいシネマ特別上映／トークショー」をオンライン開催した。</p> <p>・性の多様性への理解の促進をテーマとするオンライン出前講座を4回実施した。</p> <p>・九都県市LGBT配慮促進検討会において作成した、性的少数者への配慮促進メッセージ「あなたはあなたのままがいい～Just the Way You Are～」を活用し、12月に1か月間、メッセージを入れた職員名札を着用するよう周知を図った。</p> <p>・「多様な性を知る講座」と題し、当事者、専門家（各1名）の講師による市民向けオンライン講義を2回実施した。</p>	<p>・コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、オンラインで開催した。</p> <p>・性の多様性について、より多くの市民、事業者、職員に関心を持ってもらえるよう、主催講座以外にも、教育委員会や団体とも、連携して講座等を開催した。</p> <p>・職員の性的少数者への理解が促進されるよう、性的少数者への配慮促進メッセージを入れた職員名札を着用するよう職員情報システムで全庁的に周知を図った。</p>
		5	職員ハンドブックによる啓発	<p>男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成・配布します。</p>	<p>新規採用職員に配布するとともに、全職員が常時閲覧できるよう、職員情報システムに職員ハンドブックのデータを保存し、全庁掲示板によりハンドブックの周知を行った。</p>	職員ハンドブックの周知を図るため、e-ラーニング研修の資料とした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
1	○	R1	B	数値目標は若干下回ったものの、必要と考えられる冊子を予算の範囲内で必要数作成することができたため。	新型コロナウイルス感染症の影響により、既存の集客型イベントはオンライン方式へと移行している。今後は従来のイベント会場での啓発冊子配布が難しく、検討を要する。	作成した全ての啓発冊子が市民に行き届くよう、配布方法を柔軟に見直す。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	△	R3	B				
2	○	R1	B	最終目標値を達成したため。	事業実施にあたり、ジェンダー平等に配慮する必要がある。	ジェンダー平等の観点が欠如したものとなっていないか、プログラム内容を入念にチェックする。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	A				
	○	R3	A				
3	◎	R1	A	最終目標値を達成したため。	記事掲載にあたり、ジェンダー平等に配慮する必要がある。	ジェンダー平等の観点が欠如したものとなっていないか、原稿内容を入念にチェックする。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	◎	R3	A				
	/	R1	A	性の多様性への理解の促進をテーマするオンライン出前講座では、理解度(平均値)が95.9%と、高い値であった。	様々な年齢、立場の方が、性の多様性への理解を深めることが出来るよう、多様な手法による継続的な取組を実施するとともに、取組内容について発信していく。	全ての人が生きやすい社会を実現するため、今後も講座や研修をはじめ、多様な手法による取組を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
	/	R2	A				
	/	R3	A				
	/	R1	B	新規採用職員への配布や全庁掲示板等で全職員へのハンドブックの周知を行い、男女共同参画に関する基礎知識を習得する機会とすることができたため。	ハンドブックやe-ラーニング研修について職員から意見のあった事項について、記載内容や実施方法を検討する必要がある。	男女共同参画に関する国・県や社会の動向に注視するとともに、職員からの意見を踏まえ、内容の追加・更新を行っている。	人権政策・男女共同参画課
	/	R2	B				
	/	R3	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	① 人権尊重・男女平等意識の啓発	6 Ⅱに再掲	学校における人権教育の推進	<p>様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。</p>	<p>学校における人権教育は全教育活動を通して行われることから、管理職をはじめ、キャリア段階に応じた人権教育研修会を実施した。また、市立学校において、校内人権教育研修会・講演会を積極的に実施できるよう、講師の紹介、謝金補助等の支援を行った。</p> <p>人権啓発資料としては、研究指定校の実践例や授業にそのまま活用できる人権課題別学習指導案等を掲載した「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」を作成し、全ての教職員に配布した。また、小学校第1学年の保護者へ児童虐待防止啓発リーフレットを作成、配布した。</p> <p>人権標語・作文については、市立小・中・中等教育学校児童生徒に対し募集を行い、最優秀作品受賞者を表彰し、優秀作品を掲載した人権文集や人権標語短冊を作成、配布した。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会…5回 ・校内人権教育研修会・講演会…22校、23回 ・人権標語・作文の募集と表彰 標語…89,714作品 作文…69,183作品の応募 最優秀作品表彰式 日時:令和3年11月28日(日) 場所:教育研究所 対象:最優秀賞受賞者17名 ・ほほえみ(新人権教育実践事例集)…4,000部 ・人権教育ニュース第47・48号…各5,900部 ・人権文集…4,100部 ・人権標語短冊…6,450部 ・デートDV防止啓発リーフレット…15,000部 ・児童虐待防止啓発リーフレット…13,000部 	<p>人権教育啓発資料作成の際には、男女それぞれの委員の意見を尊重した。また、男女をはじめ、性に関する研修会・講演会の積極的な開催を支援した。</p> <p>「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」に、性的指向・性自認に関する人権を取り扱った指導案を掲載した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	<p>新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言等の影響を受けたが、開催方法を変更するなど、工夫して実施することができた。性に関する研修会・講演会は3校4回であった。</p> <p>啓発資料の配布にあたっては、説明しながら活用方法を示すなど、より効果的に活用してもらえよう工夫した。</p>	<p>各学校における校内人権教育研修会・講演会の更なる実施が必要である。また、児童生徒が授業等で学んだ知識等と家庭や地域社会において固定的な性別役割分担に日常的に触れる現状の間に乖離がある。</p>	<p>人権教育研修会において、市立学校校内人権教育研修会・講演会の実施例等の紹介を行い、積極的な実施を促していく。関係部局と連携し男女共同参画の意義や重要性を、家庭や地域に幅広く発信していく必要がある。</p>	人権教育推進室
	R2	A					
	R3	A					

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	② 男女共同参画に関する意識の啓発	7 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度末） →100%（令和5年度末）	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 ・講座開催数 53回 ・講座等受講者数 4,472人 ・講座等受講者の満足度 97.4% ・講座等受講者の理解度 98.1% 講座内容の概要を「報告」として男女共同参画推進センターのHPに掲載した。	第4次男女共同参画のまちづくりプランの重点事項に係る講座を企画し、センター利用者等を構成員とする事業検討会議で意見を伺っている。コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、オンラインで開催した。今年度から、座の内容の理解度についてもアンケート項目の1つとした。また、講座内容の充実を図るため、講師とも受講者感想文を共有した。
		8 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集、提供を行った。 図書2,501冊、情報誌3誌、ビデオ118作品、貸出点数111点 また、男女共同参画推進センターが実施する講座等の案内や報告、相談事業のお知らせ等を掲載する広報誌「鐘の音」を発行し、市内公共施設等に配架、HP掲載、SNSによる周知を実施した。（年2回、10月号・3月号、各42,000部） 令和3年度さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の1つとして、「さいたま市女性学研究会（ゆい）」さんと協働で、当センターの図書等の紹介をする図書情報紙「ゆい」（夏号・冬号）を発行し、センターに配架するとともに、HPで周知した。	男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。 男女共同参画推進センターの利用促進に繋がるよう、図書等の利用方法や蔵書一覧等を記載した「さいたま市男女共同参画推進センターからのお知らせ」を作成し、図書館に届出依頼をした。 広報誌等の発行にあたり、市民から公募した広報誌編集員との協働により、誌面を作成した。今年度は、コロナ禍においてのセンター運営の状況や、協働で事業を実施している団体の活動紹介を掲載した。発行にあたっては、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」と合わせて作成・配布を行った。
		9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	各所属の職員約400名を対象に音声入りのパワーポイント資料を使用し、男女共同参画職員研修を実施した。各所属の代表者以外で受講を希望する職員も受講できるよう、庁内LANの掲示板で周知を行った。 ・日程：8月23日～8月31日 ・参加人数：421名（アンケート回答者数） ・講義：「男性にとつての男女共同参画について」、「ジェンダーによる経済格差と社会保障について」 ・アンケート結果 「男性にとつての男女共同参画について理解できた」99.0%、 「ジェンダーによる経済格差と社会保障について理解できた」95.5% 「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であること」の理解度「98.3%	昨今の社会情勢等を踏まえ、男女共同参画に関する理解が深まるようなテーマを選定し、今年度の研修の題材とした。また、全職員に研修内容を周知するため、職員用情報システムを活用し、資料を提出した。
		10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	ホームページ、メールマガジン、SNS、サッカー会場での大型映像装置の告知で催し情報等を活用し、周知を行った。また、男女共同参画週間記念事業として、オンライン講座を配信した。 ・日程：6月3日～6月29日 ・講師、テーマ、再生回数 治部れんげ、「ジェンダー平等と地域社会 住み続けたいくなるまちづくりのために」、258回	SNSを活用し周知を行い、広く周知した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
4	○	R1	B	講座後のアンケートでは、満足度が97.4%となり、昨年度と同様の数値であった。理解度は98.1%と、昨年度より1.1ポイント下がったものの、高い数値を得られた。また、オンラインで講座を実施することにより、予定していた講座の9割以上を実施したことから、自己評価「B」とした。	講座等受講者の理解度が昨年度数値を下回ったことから、より高い満足度となるよう、時機に応じた講座を実施し、内容を精査する。また、講座内容が正しく伝わるよう、周知についても精査する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後もオンラインでの講座を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用を促し、貸出利用に繋がったことから評価を「B」とした。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	情報資料の一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、新型コロナウイルス感染症拡大状況が落ち着いた際には、ビデオ視聴スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	感染症拡大防止の観点から、パワーポイントに音声を入れた資料を使用し、各職場で受講することとした。「男性にとつての男女共同参画について理解できた」99.0%、「ジェンダーによる経済格差と社会保障について理解できた」95.5%、「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であること」の理解度「98.3%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	受講後のアンケートで、講師の話の内容は概ね理解できたが「具体的に何をすべきか」という説明があるとよい、という意見があったため、行政として何をすべきかといったことを含めた内容となるよう企画する必要がある。	今後も多くの職員に男女共同参画に関する内容に興味を持ってもらえるよう、受講後のアンケートの意見を踏まえ、業務において実践しやすい内容を盛り込むとともに、実施方法等についても検討する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	A					
	R3	A					
		R1	B	例年会場開催の関係で、定員を120人としていた。新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで、約1か月の配信期間を設けて実施した。全てで再生回数が120回を超えており、従来より多くの人に講座を視聴してもらえたと考えため、自己評価を「B」とした。	オンライン講座の公開のみにとどまったため、視聴者へ講師への質問の機会が与えられなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後もオンラインでの講座を継続してゆく。申込制とし、テーマによっては事前の質問受付をすることで講師への質問の機会とする。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究	② 男女共同参画に関する意識の啓発	11	男女共同参画に関する法令の周知	女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、DV防止法、男女雇用機会均等法など、男女共同参画に関する法令及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえて制定した、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」等の周知を行います。	男女共同参画に関する法令及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を基に、職員向けハンドブックを作成し、新規採用職員へ配布した。また、庁内掲示板に掲載し、全職員に向けハンドブックの周知を行った。また、国の男女共同参画関連の法改正について市ホームページ上で周知した。	市ホームページの「男女共同参画センター」のページ上の「ジェンダー平等なんでも情報」等で、男女共同参画に関する法令を含む男女共同参画に関する情報を随時発信した。
		12 Ⅱに再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	市民の男女共同参画に関する意識を啓発するため、市民から公募された「鐘の音」編集員と協働で、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センターが実施する講座・相談業務の案内等を掲載する広報誌「鐘の音」を年2回(10月・3月)発行した。10月号・3月号ともに市内公共施設、医療機関等への配布を行い、市ホームページに掲載した。「You&Me～夢～」は、「ブックシェルフ埼玉」に電子書籍として記事をデータで掲載した。「市報さいたま」に男女共同参画に関する記事を掲載した。6月号「ジェンダー平等ってなんだろう？」9月号「男女共同参画の視点からの防災を心掛けましょう」11月号「女性に対する暴力の問題について考えましょう」3月号「ジェンダーへの理解を深めよう」	情報誌「You&Me～夢～」の特集のテーマについてタイムリーと思われる情報や市民の方の意見等を踏まえ検討し、内容および講師の選定を行った。
		13 Ⅲに再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回/年度(平成29年度) →3回以上/年度(令和5年度)	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】6回/年度	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布による啓発を行った。
		14	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダーや女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 【数値目標】 「男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数」 34冊(平成29年度末) →40冊(令和5年度)	R3年度に受入した資料のうち「男女共同参画コーナー」へ配置した資料は、55冊であった。	前年度は購入冊数が伸びなかったため、今年度は男女共同参画をテーマにした内容の資料を意識的に選定した。
	③ 各種調査の実施・研究	15	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的として「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」を実施した。 【調査対象】さいたま市在住の18歳以上、5,000人 【調査期間】令和3年8月2日から令和3年8月23日まで	調査項目については、平成28年度に実施した前回調査における項目を基本に、社会情勢の状況等も考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響、ハラスメント、管理職への昇格の希望などの項目を追加した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	ハンドブックの新規採用職員への配布、全職員への周知を行い男女共同参画に関する基礎知識の習得の機会とすることができた。	男女共同参画に関する法令について、適宜情報発信していく必要がある。	男女共同参画に関する法令については、男女共同参画推進に係る国・県の動向を踏まえ、適宜情報発信していくとともに、講座等の中でも取り上げる。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B	国の男女共同参画関連の法改正について市ホームページ上で周知した。			
		R3	B				
		R1	B	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」について、包括的性教育(10月号)と男性にとつての男女共同参画(3月号)を特集として取り上げた。各号とも新聞記事に掲載され、市民等に対し、広く周知する機会となった。	市内公共施設や市内医療機関、市内各駅等に配置を行い、市ホームページや各区役所のタッチパネル式多言語型デジタルサイネージに掲載したが、情報誌「You&Me～夢～」、広報誌「鐘の音」の市民意識調査における認知度は2割程度であったため、より効果的な周知方法等について検討する必要がある。	市民に男女共同参画に対する興味を持つ契機となるよう、今後も社会情勢を鑑みたテーマを選定するとともに、各種講座やイベント、SNS等の多様なツールを活用し、効果的に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B	「市報さいたま」にも、男女共同参画に関する記事を掲載するよう、適宜、広報課に依頼することとした。			
		R3	B				
5	○	R1	B	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント双方で啓発を行っていく必要がある。	男女共同参画の効果的な啓発のため、社会情勢の状況等を反映して男女共同参画に関するクイズの内容を更新していく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	C				
	◎	R3	A				
6	◎	R1	A	前年度の入人数と数値目標を大きく上回ったため	男女共同参画をテーマにした出版物が増える傾向にある分、内容にも幅が出てきており、コーナーに配置するのに相応しい内容か迷うものが増えた。	資料の充実にも努めるとともにコーナーに配置する資料の見直しも検討する。	中央図書館資料サービス課
	△	R2	B				
	◎	R3	A				
		R1	B	調査項目について、社会情勢の状況等も考慮し追加を行うことで内容の充実を図り、「男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進のための基礎資料となる報告書を作成した。	「男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進のために活用していく必要がある。	「男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進のために活用していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知	① 国際理解・交流活動の推進	16	国際社会への理解を深めるイベント・講座等の開催	市民を対象に国際友好フェアや日本語スピーチ大会を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	・国際友好フェア ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 ・国際ふれあいフェア ※新型コロナウイルス感染症の影響により屋外での開催からオンラインと室内展示を実施。 ・外国人日本語スピーチ大会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。出場予定参加者のスピーチ動画の個別撮影を行いオンラインで発表内容を紹介。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		17	NPO/NGOとの協力・連携	NPO・NGO団体と協力・連携し、市民が参加できるイベントなどを開催します。	・わくわくグローバルフェスタ2022 ※オンラインと会場参加のハイブリッド方式で実施。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		18	外国人市民委員会の開催	市内在住外国人市民の市政への参加推進や諸問題について話し合い、要望や意見をまとめ、市長に提言を行います。	・第4期さいたま市外国人市民委員会活動状況 ・第4回委員会 令和3年6月28日～7月16日 ※書面会議 ・第5回委員会 令和3年9月27日～10月22日 ※書面会議 ・第6回委員会 令和4年1月17日～2月4日 ※書面会議	委員の選定にあたり、男女比率を考慮している。
	② 国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実	19	世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供	世界の女性を取り巻く問題や現状を知るための情報収集・提供、学習機会の提供を行います。	図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 また、主催講座「世界の女性とつながる講座」(全2回)を実施し、世界の女性の問題に関する情報提供・学習機会の提供とした。 掲示板で周知を行った。 ・日程:11月12日～21日、11月26日～12月5日 ・講師:梁・永山聡子氏、磯部加代子氏 ・参加人数:26名 ・アンケート結果 満足度 100% 理解度 100%	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインによる講義を実施。
		20	国際理解・平和に関する講座の開催	国際理解・平和に関する講座を開催します。	国際理解を推進するための講座を公民館において実施した。	男女それぞれが参加しやすいように企画した。
		21	国際理解講座の開催	海外の習慣や文化などの違いについて理解を深めるための講座を開催します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	世界各国の魅力、歴史、文化などを学ぶミニ講座を開催。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンライン等で一部開催したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	事業は継続開催により広く認識されてきており、多くの参加があるが、外国人市民の参加も促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				
		R1	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンライン等で一部開催したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	国際交流団体との連携強化を図ることで、在住外国人と市民の交流を活性化させ、相互理解を促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				
		R1	B	男女問わず委員からの積極的な意見交換が行われた。	公募委員の確保及びそのための募集に関する効果的な周知が課題である。	委員会での意見提案を受け、国際化推進市政に反映させる必要がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	受講後のアンケートで、満足度、理解度ともに100%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	講座の開催をはじめ、様々な手法で、より多くの人に情報提供していく必要がある。	世界の女性の問題に触れる講座を開催するとともに、より多くの人に情報提供していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	B	国際理解を推進するための講座を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討する。	今後も継続して国際理解を深める内容となるよう検討し、実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンラインで開催したため。	イベントの効果的な周知が課題である。	多文化共生の推進に資する内容であり、且つ多くの市民に参加してもらえるテーマの選定。	観光国際課
		R2	E				
		R3	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 市民・事業者との連携の推進	① 市民・事業者との連携の推進	22	苦情処理制度の充実	男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響があると認められる施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	苦情処理制度の周知を図るため、ホームページへの掲載のほか、市報や男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」に掲載した。 日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員に向日頃からの男女共同参画ハンドブックによる啓発のほか、職員研修や男女共同参画推進本部会議において、男女共同参画に関する内容を扱い、啓発を行った。 申出:0件	日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員に向日頃からの男女共同参画ハンドブックによる啓発のほか、職員研修や男女共同参画推進本部会議において、男女共同参画に関する内容を扱い、啓発を行った。
		23	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体に組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 【数値目標】 「協議会の新規加盟団体数」 →5団体（令和5年度末）	さいたま市が主催となり、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」をオンライン開催した。 開催日:1月25日～2月24日 テーマ:「ジェンダー平等を実現しよう」 内容:基調講演、公募による出展団体プログラム、令和3年度オンライン講座プレイバック、男女共同参画推進に関する取組紹介 参加者:478名 【数値目標】 協議会の新規加盟団体数 目標 平成35年度末(令和5度末) 5団体 実績 令和2年度末 1団体 (達成率20%) →協議会は令和2年度末をもって解散した。令和3年度より、さいたま市が主催となり、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」を開催した。	広く市民に対して、ジェンダー平等・男女共同参画に関する啓発や理解促進を図る場として、また、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」を開催した。
		24	事業者等との連携	事業者等と連携し、男女共同参画の推進に資する取組を実施します。	・さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会、さいたまイクボス共同宣言事業者と連携し、「女性の知恵で社会をデザインする講座」をオンラインで実施した。 開催日 9月19日～1月23日(全4回) 参加者 20人	男女共同参画を推進するためには、産学官連携が重要となることから、事業者等と連携し、取組を実施した。「従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援」として政治分野をとりあげ、さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会と連携し、実際に活動をしている女性議員を講師として招き講座を実施した。成果報告会において女性議員の方とイクボス共同宣言事業者の方に講評をいただいた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	A	複数の方法により市民へ広く制度の周知を行った。また、日頃からの男女共同参画の視点を持った施策の推進および、苦情の申出に対する迅速・適切な対応のため、職員に向けに啓発を行ったため。	市民にとって使いやすい制度となるよう、引き続き、広く制度の周知を行う必要がある。	今後も引き続き、制度の周知を図るとともに、申出の内容を苦情処理委員会議で共有する。苦情の申出の処理状況を公開するとともに、施策実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れるよう、職員に対する啓発を継続して実施する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
7	○	R1	B	協議会は令和2年度末をもって解散した。令和3年度より、さいたま市が主催となり、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」を開催した。	様々な主体との協働により、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に資するフェスタを開催していく必要がある。	広く市民に対して、ジェンダー平等・男女共同参画に関する啓発や理解促進を図る場として、また、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワーク醸成の場として、「パートナーシップさいたまフェスタ」を開催していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	—	R3	B				
	/	R1	B	事業者等との連携により、取組を実施することが出来たため、「B」評価とした。	今後も、講座の実施等の事業者等との連携をとって、男女共同参画を推進していく必要がある。	引き続き、事業者等と連携し、男女共同参画の課題解決に資する取組を実施していく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
4 男女共同参画推進センター機能の充実	① 男女共同参画推進センター機能の充実	25	相談事業の充実	様々な悩みを抱えている方からの相談を通して、性別にとらわれず自分らしく生きていけるように対応します。 【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」 12回（平成29年度末） →15回／年度（令和5年度）	相談者が今できていることを認めることでエンパワーメントし、相談者が自己決定できるような被害者の心情に寄り添う継続相談・支援を実施した。また、相談に対応する婦人相談員の質の向上を図るため、スーパービジョン（4回）や研修（8回）を実施した。 【数値目標】 「相談等に携わる職員の研修等の開催回数」計12回	様々な悩みが原因で生きづらさを感じ、悩み相談に繋がる相談者へ適切な対応ができるよう、婦人相談員を対象に研修等を実施した。
		26	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を支援します。	男女共同参画意識の啓発事業の一環として、さいたま市と市民・団体・事業者・学校関係者との間の、有機的ネットワークを醸成する場として、「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」をオンライン開催した。 開催日：1月25日～2月24日 テーマ：「ジェンダー平等を実現しよう」 内容：基調講演、公募による出展団体プログラム、令和3年度オンライン講座プレイバック、男女共同参画に関する取組紹介 参加者：478名 「男女共同参画推進市民企画講座」として、公募によって選考した2団体が、男女共同参画に関する講座を行った。 実施団体：まんなかタイムス テーマ：まんなかラボリートーク「若年無業女性の支援を考える」 日程：12月12日にオンライン開催 参加者数：13名 実施団体：レインボーさいたまの会 テーマ：にじいろシネマ特別上映／トークショー 日程：1月8日にオンライン開催 参加者数：13名 「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業」として、5団体と講座等を開催した。	団体の参画により、「パートナーシップさいたまフェスタ」、「男女共同参画推進市民企画講座」、「さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業」を実施した。 多彩の団体の参画のもと、地域における様々なジェンダー課題の解決に資するため、団体の柔軟な発想を活かした特色ある取組を実施できた。
		27	事業検討委員会の設置	男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。	講座受講者、広報誌編集員等で構成する事業検討会議を開催し、センター事業について検討を行った。 第1回 9月16日 第2回 3月3日	市民が受講しやすい講座の開催等について、意見を聴取した。
		28	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	男女共同参画推進センターにおいて、活動場所及び情報の提供を行った。 会議室利用者 ・男女共同参画推進センター 2,924人（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年4月20日～9月30日まで、新規の夜間予約を中止し、予約が入っていない場合は短縮営業とした。） また、講座等で、男女共同参画推進センターの利用案内を配布した。	多様な人から構成される多彩な学習グループが利用しやすいよう、平日は午前9時から午後9時まで開館し、土曜日・日曜日・祝日（9時から17時）も開館をしている。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
8	○	R1	A	様々な悩みを抱えている相談者からの相談を通して自分らしく生きていけるように対応することができた。	様々な悩みに対応するため、相談に携わる職員の資質向上を図ることが必要。	多様な相談に応じられるよう、婦人相談員の資質向上・研鑽に努める。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	B				
	○	R3	A				
		R1	B	「パートナーシップさいたまフェスタ」、「男女共同参画推進市民企画講座」、「公募型共催事業」等、多彩な団体との協働により事業を実施することができた。	さいたま市男女共同参画推進センターが団体活動・交流の拠点としての役割を果たせるよう、効果的な取組を推進していく必要がある。	ジェンダー平等社会の実現に向け、市民・団体・事業者・学校関係者との有機的ネットワークを醸成する各種取組を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	事業検討会議は、男女共同参画の視点から、講座等の内容や、対象者、受講しやすい時間帯、オンライン講座に対する評価等について意見聴取し、事業に反映したため、自己評価を「B」とした。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン、書面による回答により実施した。事業検討会議の構成員同士の日程が合わず、オンラインであっても会議の場に集まることが難しい。今後も、従来の方法によらない会議開催の方法について、検討していく必要がある。	今後も、事業検討会議での意見を踏まえ、男女共同参画推進センターの事業の充実を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	男女共同参画推進センターの基本的な役割・機能の一つである活動場所及び情報の提供を行った。	男女共同参画推進センターの認知度を高め、男女共同参画に関する学習グループの利用をさらに促進する必要がある。	男女共同参画推進センターの認知度を高めるための周知を継続的に行っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①性別による固定的な役割分担にとられない意識の啓発	7 Iに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「講座等受講者の満足度」 98%（平成29年度末） →100%（令和5年度末）	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 ・講座開催数 53回 ・講座等受講者数 4,472人 ・講座等受講者の満足度 97.4% ・講座等受講者の理解度 98.1% 講座内容の概要を「報告」として男女共同参画推進センターのHPに掲載した。	第4次男女共同参画のまちづくりプランの重点事項に係る講座を企画し、センター利用者等を構成員とする事業検討会議で意見を伺っている。コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、オンラインで開催した。今年度から、座の内容の理解度についてもアンケート項目の1つとした。また、講座内容の充実を図るため、講師とも受講者感想文を共有した。
		8 Iに 再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画推進センターにおける講座、講演会その他、大学・学校において出前講座を実施した。 男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集、提供を行った。 図書2,501冊、情報誌3誌、ビデオ118作品、貸出点数111点 また、男女共同参画推進センターが実施する講座等の案内や報告、相談事業のお知らせ等を掲載する広報誌「鐘の音」を発行し、市内公共施設等に配架、HP掲載、SNSによる周知を実施した。（年2回、10月号・3月号、各42,000部） 令和3年度さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の1つとして、「さいたま市女性学研究会（ゆい）」さんと協働で、当センターの図書等の紹介をする図書情報紙「ゆい」（夏号・冬号）を発行し、センターに配架するとともに、HPで周知した。	男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。 男女共同参画推進センターの利用促進に繋がるよう、図書等の利用方法や蔵書一覧等記載した「さいたま市男女共同参画推進センターからのお知らせ」を作成し、図書館に届出依頼をした。、広報誌等の発行にあたり、市民から公募した広報誌編集員との協働により、誌面を作成した。今年度は、コロナ禍においてのセンター運営の状況や、協働で事業を実施している団体の活動紹介を掲載した。発行にあたっては、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」と合わせて作成・配布を行った。
		12 Iに 再掲	広報誌等による情報提供	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	市民の男女共同参画に関する意識を啓発するため、市民から公募された「鐘の音」編集員と協働で、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢」、男女共同参画推進センターが実施する講座・相談業務の案内等を掲載する広報誌「鐘の音」を年2回（10月・3月）発行した。10月号・3月号ともに市内公共施設、医療機関等への配布を行い、市ホームページに掲載した。「You&Me～夢」は、「ブックシェルフ埼玉」に電子書籍として記事をデータで掲載した。「市報さいたま」に男女共同参画に関する記事を掲載した。 6月号「ジェンダー平等ってなんだろう？」 9月号「男女共同参画の視点からの防災を心掛けましょう」 11月号「女性に対する暴力の問題について考えましょう」 3月号「ジェンダーへの理解を深めよう」	情報誌「You&Me～夢～」の特集のテーマについてタイムリーと思われる情報や市民の方の意見等を踏まえ検討し、内容および講師の選定を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
4	○	R1	B	講座後のアンケートでは、満足度が97.4%となり、昨年度と同様の数値であった。理解度は98.1%と、昨年度より1.1ポイント下がったものの、高い数値を得られた。また、オンラインで講座を実施することにより、予定していた講座の9割以上を実施したことから、自己評価「B」とした。	講座等受講者の理解度が昨年度数値を下回ったことから、より高い満足度となるよう、時機に応じた講座を実施し、内容を精査する。また、講座内容が正しく伝わるよう、周知についても精査する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後もオンラインでの講座を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用を促し、貸出利用に繋がったことから評価を「B」とした。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	情報資料の一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、新型コロナウイルス感染症拡大状況が落ち着いた際には、ビデオ視聴スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」について、包括的性教育(10月号)と男性にとつての男女共同参画(3月号)を特集として取り上げた。各号とも新聞記事に掲載され、市民等に対し、広く周知する機会となった。「市報さいたま」にも、男女共同参画に関する記事を掲載するよう、適宜、広報課に依頼することとした。	市内公共施設や市内医療機関、市内各駅等に配置を行い、市ホームページや各区役所のタッチパネル式多言語型デジタルサイネージに掲載した。情報誌「You&Me～夢～」、広報誌「鐘の音」の市民意識調査における認知度が2割程度であったため、より効果的な周知方法等について検討する必要がある。	市民に男女共同参画に対する興味を持つ契機となるよう、今後も社会情勢を鑑みたテーマを選定するとともに、各種講座やイベント、SNS等の多様なツールを活用し、効果的に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
	R2	B					
	R3	B					

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	② 公民館・団体等における推進・啓発	29	市民コミュニティづくり事業の充実	地域のコミュニティづくりやまちづくりを推進する事業を行います。	生涯学習総合センターにおいて、生涯学習相談ボランティアによる学習相談及び市民団体との協働による子育てサロンの運営を行った。また、公民館においては、市民団体との協働による子育てサロンの運営等を行った。	男女それぞれが参加しやすいように企画した。
		30	公民館での託児の実施	子育て中の方でも、生涯学習総合センター及び公民館での講座に参加できるよう、託児付き講座の充実を図ります。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、託児付き講座を実施しなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から託児付き講座を実施しなかったため該当なし。
		31	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。	男女共同参画を推進するための講座を公民館において実施した。	男女がそれぞれ参加しやすい内容を企画した。

数値 目標NO.	数値目標の 達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における 男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題 解決に向けた今後の取組	
		R1	B	生涯学習相談ボランティアによる学習相談や市民団体との協働による子育てサロンの運営等を行ったため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討する。	今後も内容の充実を図り実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	託児付き講座は実施しなかったため。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後の託児の方法等について検討していく。	今後も内容の充実を図り実施する。	生涯学習総合センター
		R2	D				
		R3	D				
		R1	B	男女共同参画を推進するための講座を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討する。	今後も継続して男女共同参画社会への理解を深める内容となるよう検討し、実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 男性にとつての男女共同参画の推進	①男性にとつての男女共同参画の意義の理解の促進	32	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加等、男性にとつての男女共同参画の意義についての理解を促進するための講座を開催します。	男性にとつての男女共同参画の意義についての理解を促進するため「国際男性デー記念講座」をはじめとして、男性が参加可能な主催講座を複数実施した。 ・「多様な性を知る講座」 ・「男女共同参画週間記念事業」 ・「メディア・リテラシー講座」 ・「ライフ・キャリア講座」 ・「ケアと労働を考える講座」 ・「わたしのからだはわたしのもの講座」 ・「DV防止セミナー」 ・「性暴力防止セミナー」 (オンライン開催)	男性にとつての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、前年度と比べ、男性も参加可能な主催講座数を増加させた。
		33 IVに再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	各区保健センターオンラインによる教室開催等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、講義や実習を実施した。 実施延回数138回、参加実人数3,537人。 参加者アンケートでは、内容を理解できたと回答した割合が96.0%であった。	教室は、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の妊娠・出産・育児についての理解と協力を促し、夫やパートナー等が積極的に家事・育児に取り組めるように産後ケア事業や子育てヘルパー等社会資源の案内も含めて内容を工夫して実施した。
	②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育	34	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。	・さいたまパパ・スクールをオンラインと集合の両形式を織り交ぜ、実施(各パート全4回、2パート合計8回実施)。 参加人数延べ117名 ・全単独型子育て支援センター10センターにおいて、パパサンデーを実施し、3センターにおいて、オンラインでの父親向けのイベントを実施することができた。	・男性保護者が来場、参加しやすいよう、父親向け講座やイベントを実施した。
		35	保育士・幼稚園教諭体験の拡大	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭体験事業を実施します。	令和3年度の年間参加者数は437人となった。(保育士体験342人、幼稚園教諭体験95人)	父親等の子育て参加を推進するため、掲示等で事業の周知を行い、園だより等を通じて体験風景を伝えるなど各園で働きかけをし、各種行事に合わせた実施等参加しやすい弾力的な運営を行った。
		36	父子手帳の発行及び配布	父親の子育て参加の契機とするため、父子手帳を発行・配布します。 【数値目標】 「父子手帳の発行及び配布数」 15,000冊(平成29年度) →15,000冊(令和5年度)	父子手帳を発行及び配布した。 父子手帳の発行及び配布数 15,000冊	初版発行から引き続き、固定的な性別役割分担意識解消のためのページを設け発行した。
		37 IVに再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) 受講者数:延べ60人 アンケート結果:92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、育児・介護休業等の諸制度について掲載した。 作成部数 8,000部	働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	男性が参加可能な講座を複数回実施し、男性が男女共同参画の意義について考える機会を設けることができたことと捉え、「B」評価とした。	引き続き、男性が参加可能な主催講座を実施し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための機会を創出することが必要である。	令和4年度は男性が参加可能な講座を更に増加させていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	新型コロナ感染拡大下においてもオンラインによる教室を実施するなど、各区の状況に応じて教室を実施した。また、参加者アンケートの結果、内容を理解できたと回答した割合が昨年度と同程度であった。以上の理由から自己評価Bとした。	今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施しなければならないという制約がある中で、妊婦や夫、パートナー等が妊娠・出産・育児を自分事として具体的に理解でき、対等に協力して取り組んでいけるように工夫して実施する必要がある。	妊婦や夫、パートナー等が対等に協力しながら育児に取り組めるように、令和2年度に作成した動画や社会資源の案内を積極的にしながら教室を実施していく。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	父親向けのイベントの実施において、会場での実施に加え、10センターのうち3センターではあるが、父親向けのオンラインイベントを実施することができたため。	母親の育児不安や負担感を緩和するため、男性保護者の育児参加を推進する必要がある。	父親が来場しやすいイベントや講座の企画、センターの雰囲気づくりを行い、父親の育児参加を推進を支援していく必要がある。	子育て支援政策課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	父親等の子育て参加を推進することで、子どもと触れ合う時間や育児について改めて考える機会が増えた。	父親等の子育て参加を推進するため、様々な媒体を活用した情報提供や参加しやすい弾力的な運営を行うとともに、民間保育園等の未実施施設に対する事業参加への働きかけが必要である。	引き続き、情報提供を行い、民間保育園等の未実施施設に対する事業参加への働きかけが必要である。	保育課
		R2	B				
		R3	B				
9	○	R1	B	予定通りの発行ができたため。	様々な理由により積極的に育児に参加できていない父親に対する、子育て参加の意識醸成。	引き続き情報提供に努める。	子育て支援政策課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	/	R1	B	・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
男女共同参画の推進	③ 男性にもたらされる重圧への支援	38	男性の悩み電話相談の実施	生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える悩みについて、男性相談員が相談に対応します。	第2・第4火曜日の18時30分から20時30分に男性の悩み電話相談を実施した。 相談件数63件	男性相談員を配置し、相談しやすい環境を整えた。

数値 目標NO.	数値目標の 達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における 男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題 解決に向けた今後の取組	
		R1	A	生き方、仕事、家庭、人間関係 など男性が抱える悩みについ て、男性相談員が相談に対応 した。	男女共同参画の視点も踏ま え、自己解決につながるよう支 援する必要がある。	悩みをもった男性が利用でき るように周知していく。	人権政策・ 男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校教育での取組	6 Iに 再掲	学校における人権教育の推進	様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。	<p>学校における人権教育は全教育活動を通して行われることから、管理職をはじめ、キャリア段階に応じた人権教育研修会を実施した。また、市立学校において、校内人権教育研修会・講演会を積極的に実施できるよう、講師の紹介、謝金補助等の支援を行った。</p> <p>人権啓発資料としては、研究指定校の実践例や授業にそのまま活用できる人権課題別学習指導案等を掲載した「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」を作成し、全ての教職員に配布した。また、小学校第1学年の保護者へ児童虐待防止啓発リーフレットを作成、配布した。</p> <p>人権標語・作文については、市立小・中・中等教育学校児童生徒に対し募集を行い、最優秀作品受賞者を表彰し、優秀作品を掲載した人権文集や人権標語短冊を作成、配布した。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会…5回 ・校内人権教育研修会・講演会…22校、23回 ・人権標語・作文の募集と表彰 標語…89,714作品 作文…69,183作品の応募 最優秀作品表彰式 日時：令和3年11月28日（日） 場所：教育研究所 対象：最優秀賞受賞者17名 <ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ（新人権教育実践事例集）…4,000部 ・人権教育ニュース第47・48号…各5,900部 ・人権文集…4,100部 ・人権標語短冊…6,450部 ・デートDV防止啓発リーフレット…15,000部 ・児童虐待防止啓発リーフレット…13,000部 	人権教育啓発資料作成の際には、男女それぞれの委員の意見を尊重した。また、男女をはじめ、性に関する研修会・講演会の積極的な開催を支援した。「ほほえみ～新人権教育実践事例集～」に、性的指向・性自認に関する人権を取り扱った指導案を掲載した。
		39	キャリア教育の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配布や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのさいたまキャリアシート（キャリア・パスポート）の作成・配布をした。 ・オンラインで市立学校の教員が参加する「さいたま市進路指導・キャリア教育研究協議会」を開催し、進路指導・キャリア教育を推進した。 	学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性など、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を取り入れた。
		40	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	市立中学校・特別支援学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内6校にて職場体験を実施。 ・その他の学校は、講演会等代替となる活動を実施。 ・事業啓発のため、事業所設置用の卓上POPの作成 ・市Webサイトの更新 ・「仕事をすることは人の役に立つことだ」と思うと回答した生徒の割合」90.4% <p>【数値目標】 「仕事をすることは人の役に立つことだ」と思うと回答した生徒の割合」89.1%（平成29年度末） →94.8%（令和5年度）</p>	性別に関わりなく、自分の個性と能力を十分発揮できる進路を選択することができるよう体験事業所決定の際に配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言等の影響を受けたが、開催方法を変更するなど、工夫して実施することができた。性に関する研修会・講演会は3校4回であった。啓発資料の配布にあたっては、説明しながら活用方法を示すなど、より効果的に活用してもらえよう工夫した。	各学校における校内人権教育研修会・講演会の更なる実施が必要である。また、児童生徒が授業等で学んだ知識等と家庭や地域社会において固定的な性別役割分担に日常的に触れる現状の間に乖離がある。	人権教育研修会において、市立学校校内人権教育研修会・講演会の実施例等の紹介を行い、積極的な実施を促していく。関係部局と連携し男女共同参画の意義や重要性を、家庭や地域に幅広く発信していく必要がある。	人権教育推進室
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	キャリア教育について小・中・中等・高等学校の校種間で連携し、継続的な指導を行うために、「さいたまキャリアシート（キャリア・パスポート）」の効果的な活用の仕方を、研修会を通して周知することができた。	研修会等で男女共同参画にも配慮したキャリア教育を進めることが必要であることを十分に伝達する必要がある。	・市立学校の教員が参加する協議会を開催し、その中で、男女共同参画にも配慮したキャリア教育を進めることが必要であることを各校種の教職員へ周知していく。	指導1課
		R2	A				
		R3	A				
10	○	R1	B	令和3年度、仕事をすることは人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合は、90.4%であり、9割を超える数値となっているため。	自分の個性と能力を十分発揮できる進路を選択することができるようにするために、多様な業種の協力を呼びかけ、協力事業所を増やす必要がある。	コロナ禍で受入れ事業所の減少が見込まれるので、引き続き受入れ事業所の拡大ができるよう事業の周知・啓発活動を進めていく。	生涯学習振興課
	-	R2	E				
	○	R3	B				

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	② 家庭教育への取組	41	親の学習、家庭教育学級等の実施	子育て中の親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、様々な学びを通して気付くことにより、親として成長することを目的としたワークショップ形式による親の学習事業や、家庭における子育てについて理解を深める講座などを実施します。 【数値目標】 『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』 79.8%（平成29年） →83.4%（令和2年）	「親の学習事業」を生涯学習総合センター及び公民館において実施した。家庭教育学級などを公民館において実施した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部講座を中止した。 ・『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』 83.4%	開催曜日や内容を工夫し、参加しやすい環境をつくることで、男女それぞれが参加することができるよう配慮した。
		42	家庭教育、子育てセミナー等の開催	小学校の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。	小学校入学前の就学時検診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催した。 ・小学校104校中52校で実施 ・中学校及び特別支援学校60校中13校で実施	講座実施校を増やすことができるよう、講師に関する情報提供を行った。
4 メディアにおける男女共同参画の推進	① 人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進	43	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	男女共同参画社会情報誌「You & Me ～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」の作成にあたり、ガイドラインに沿って、性別による隔たりや固定的観念に基づいた表現を用いることのないよう留意し、イラスト等についても多様な年代や立場の方が存在することを認識してもらえよう配慮した。また、庁内に向けて、男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成を周知するため、庁内掲示板に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を掲載し、活用を促した。	誌面の作成にあたり、あらゆる立場の人が見て違和感や性別による隔たり等を感じることはないよう表現に十分配慮した。
		44	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発及び講座などを実施します。	「メディア・リテラシー講座」を実施し、メディア・リテラシーに関する啓発を行った。 講師：藤原千秋 テーマ：本当に必要な情報をキャッチするには 申込者数：35人 視聴回数：83回	前年度は「幼児を持つ母親のための講座」の1つのテーマとして扱ったため、主に子育て女性に向けた内容であった。今年度は、性別や世代を問わず一般的なメディア・リテラシーについて講座を実施した。
		45	情報モラル教育の推進	全ての市立小・中・高等・特別支援学校での「携帯・インターネット安全教室」や、教職員を対象とした情報モラル関連の研修を開催します。また、教育研究所WEBページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学（マナ）ピ」を公開します。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施します。 【数値目標】 「学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率」 76.2%（平成29年度末） →90.0%（令和5年度）	「携帯・インターネット安全教室」をすべての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校で実施した。また、教育研究所Webページにおいて、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学（マナ）ピ」を公開、運用している。さらに、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施した。 なお、令和3年度は監視において不適切な書き込みが確認できなかったため、削除は実施していない。	「携帯・インターネット安全教室」実施においては男女共同参画への意識啓発が含まれ、情報モラルの向上と共に、男女共同参画の推進につながれるような内容となった。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
11	◎	R1	A	「親の学習事業」を生涯学習総合センター及び公民館において、家庭教育学級などを公民館において実施した。令和3年度の『親の学習事業の男性参加者の中で「満足」と回答した割合』が83.4%となり、一定の効果を得られたと考えられるため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討する。	今後も継続して生涯学習総合センター及び公民館において「親の学習事業」を実施する。	生涯学習総合センター・公民館
	△	R2	D				
		R3	B				
		R1	B	コロナ禍において、子育て講座の実施を見合わせる学校もあったが、実施した学校においては、一定の成果が得られたため。	講座の多くは平日に実施され、参加者のほとんどは女性(母親)である。学校行事に合わせて実施しているため休日などの日程設定が困難である。	中学校では、土曜日に実施している学校もあり、引き続き平日だけでなく、土曜日等の開催を行っていく。	生涯学習振興課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	当課はもとより、広報・出版物作成の際の文章やイラスト等について、各所属で配慮がなされるよう庁内に向けてガイドラインの活用を促したため。	所属によって、男女共同参画の視点に立った表現についての理解が不足しているところがある。	今後も「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を全庁的に周知するとともに、男女共同参画の視点に配慮し、ガイドラインに沿って「You&Me～夢～」や「鐘の音」等の広報・出版物を作成していく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	昨年度は理解度、満足度ともに100%であったが、今年度は満足度76.2%、理解度85.7%と下がってしまったが、理解度は高い数値となっているため自己評価を「B」とした。	より多くの人に情報提供するため、この問題を主テーマとして扱う講座の開催等、効果的に周知していく必要がある。また、受講者アンケートによると講座の難易度が想定していたものと違ったという声もあったため、難易度設定に留意する必要がある。	テーマに沿った講座を開催し、より多くの人に周知していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
12	○	R1	B	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校に対して実施している「携帯・インターネット安全教室」及び、情報モラルを学ぶことができる学習サイト「ス学(マナビ)」の周知により、情報モラル教育の推進に一定の効果が表れていると考えられることから、評価をBとした。	SNSの普及により、新たな情報モラルに関する課題が発生したため、「ス学(マナビ)」の内容を更改する必要性が生じた。	事業を引き続き実施し、情報モラルに関する新たな課題について、男女共同参画への意識啓発を含んだ教育を行っていく。	教育研究所
	○	R2	B				
	○	R3	B				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政・審議会等への女性の積極的登用	46	審議会等委員への女性の登用促進	男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。 【数値目標】 ①審議会等における女性委員の割合 ②女性のいない審議会等の数 ①36.1% ②2件（平成29年度末） →①42.0% ②0件（令和5年度末）	男女共同参画推進本部会議等の庁内推進体制の下、審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱の周知、同要綱に基づく事前協議の実施、登用計画の作成など全庁的な取組を行った。令和3年度末の女性登用率は34.4%、女性がいない審議会等の数は5件であった。	毎月、職員用情報システムで要綱及び事前協議について周知を行った。また、登用計画を基に改選時期の審議会等を抽出し、庁内メールで審議会等の所管課に事前協議依頼を行った。
		47	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。 【数値目標】 「公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率」 未調査（平成28年度末） →20%以上（令和5年度）	市民公募登用率 令和4年3月末現在：15.1%	さいたま市附属機関等に関する要綱に基づく「委員選任の事前協議」を通じて、市民公募委員の登用促進を図った。
		48	女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 一般行政職 11.2% （平成29年4月1日時点） →一般行政職 14.0% （令和3年4月1日時点）	・「さいたま市職員の子育ておもしろい・女性活躍推進プラン」にて、女性職員の管理職登用率の向上を目標に掲げた。 ・令和4年4月1日時点の一般行政職の管理職への女性登用率は11.4%となっている。	管理職の前段である、監督職への登用について、係長級昇任試験の女性職員の受験率が低いことを受け、受験対象の女性職員にチラシを配布し、女性職員の受験促進を図った。
		49	女性職員の管理職への登用促進	女性教職員の管理職への登用を促進します。 【数値目標】 「管理職女性登用率」 教職員 10.8% （平成29年4月1日時点） →教職員 12.0% （令和3年4月1日時点）	管理職女性登用率 教職員19.0% （令和3年4月1日時点）	年度における数値目標を達成しているため、引き続き、管理職女性登用率が向上するよう人事配置を行っている。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
13	○	R1	B	毎月、審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱の周知を行い、事前協議において、審議会等の所管課と女性の積極的登用についての方策を協議した。	令和3年11月から事前協議の際に女性が少ない審議会等に対し、女性人材リストから候補者の情報提供を始めたため、審議会等委員の変更の余地がある段階で事前協議の周知を行う必要がある。	引き続き、さいたま市男女共同参画推進本部会議にて本部員への意識づけを行う。また、審議会等の所管課に改選時期について連絡し、適切な時期に事前協議を行うよう促すとともに、職員用情報システム等により、数値目標達成のための積極的な取組例を周知するなど、審議会等への女性の登用を促進する。	人権政策・男女共同参画課 全庁
	○	R2	B				
	○	R3	B				
14,15	○	R1	B	さいたま市附属機関等に関する要綱に基づく「委員選任の事前協議」を通じて、市民公募委員の登用促進を図ったが、数値目標である20%を超えられなかったため、自己評価を「B」とした。	公募委員を登用していない審議会等への登用促進。	引き続き「委員選任の事前協議」を通じて、市民公募委員の登用促進を図る。	総務課 全庁
	○	R2	B				
	○	R3	B				
16	○	R1	B	階層別研修での自己学習や各種啓発物の配布等を通して、職員の意識醸成等を図ることができたため。	係長級昇任試験の女性職員の受験率は、男性職員に比べると低い状況にあるため、引き続き受験促進を図る必要がある。	今後も取組を継続し、管理職への女性登用率の向上に努める。	人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
17	◎	R1	B	目標を達成したため。	管理職選考試験における女性受験者の確保	引き続き、管理職を含む全ての教職員にとって働きやすい職場づくり、ワークライフバランスのとれた職場づくりに向けた学校の働き方改革を推進するとともに、研修会等で、管理職のやりがいや魅力を発信していく。	教職員人事課
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 行政・審議会等への女性の積極的登用	50	市の女性職員の職域拡大	<p>女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。</p> <p>【数値目標】 「消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）」 消防職 4.3%（平成28年度末） →消防職 14.0%（令和2年度末）</p>	<p>1 消防職の女性消防職員の採用割合を増加させるため、埼玉県内の消防本部と合同で、消防合同職業セミナーを実施し、女性消防士による女性限定ブースを展開した。 また、本局単独で女性向け消防職業説明会を実施した。</p> <p>2 本市消防局が女性消防吏員にとっても「働きやすく、働きがいのある職場」であることを積極的に広報し、本市採用試験の女性受験者数の増加に繋げるため、広報ビデオを制作し、さいたま市公式動画配信チャンネルで配信した。</p> <p>3 女性消防吏員のキャリア形成の支援、職域拡大等を目的とした知識及び能力の習得として研修機関に派遣した。</p> <p>4 消防職を希望する女性の増加を促すため、大学等の採用説明会に出向き、昨年作成した女性活躍推進チラシを配布するなど、女性職員の活躍状況を広報した。</p> <p>【数値実績】 R3年度実績(9.1%) H29年度からR3年度までの実績(11.8%)</p>	<p>女性消防職員の活躍状況について、幅広く認知していくため、採用説明会では人事担当職員と共に女性消防職員と一緒に採用説明を行った。また、埼玉県内の消防本部と合同で実施した消防合同職業セミナーでは、各消防本部で消防業務に従事する女性職員が主体となった女性限定座談会ブースを展開し、女性参加者が女性消防職員と気軽に直接話すことが出来る機会を設けた。</p>
		51	市の女性職員の職域拡大	<p>女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。</p> <p>【数値目標】 「企業職の女性職員の配置割合」 企業職 12.7% （平成29年4月1日時点） →企業職 16.2% （令和6年4月1日時点）</p>	<p>企業職の新規採用女性職員に対し、面談等を通じて、意識調査を実施した。技術職を希望する女性の増加を促すため、採用部門に対して採用説明会等への女性職員の派遣に係る働きかけを行った。</p> <p>16.0%(令和4年4月1日)</p>	<p>男女に関わりなく、職員が能力を最大限発揮できるように女性職員を適材適所に配置した。</p>
	② 事業者・団体による取組の推進	52 Vに再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	<p>企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。</p>	<p>・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答</p>	<p>・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
18	△	R1	C	数値目標の達成状況が下回っていたため。	女性消防吏員を計画的に採用するために、引き続き受験者数の増加を図る必要がある。	女性消防吏員を計画的に採用し、受験者数の増加を図るために、年間を通して大学や専門学校の職業説明会等に職員を継続的に派遣する。	消防職員課
	△	R2	C				
		R3	C				
19	○	R1	B	目標の達成に向けて、計画的に、女性職員の配置割合を増やしたことにより、職域の拡大が図れた。	水道事業において、職員を独自採用していないことから、市長部局との交流における調整が、課題となる。	女性職員の配置割合の目標値を達成するため、市長部局との人事交流における女性職員の配置割合への配慮について、人事部門へ継続的に働きかけを行う。	水道総務課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	B	働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。	働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2あらゆる分野における女性の参画の拡大	①男女共同参画に向けた人材発掘・育成	53	人材リストの作成と活用	埼玉県内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、次の目的のために活用します。 (1) さいたま市の審議会等の委員への登用 (2) さいたま市が主催する講演会の講師選定	職員用情報システムを活用し、女性人材リストの周知及び人材推薦依頼を月1回行った。また、女性人材リストへの登録についてホームページや市報で周知した。 令和3年度の新規登録者数は9人、令和3年度末の登録者数は136名。令和3年度の閲覧申請は3件、延べ11人で、審議会等の委員の登用が1件あった。また、登録から4年以上経過したものについて、登録内容の確認、更新を行った。	女性人材リストの活用を促進するため、令和3年11月から審議会等の所管課に事前協議の依頼をする際、女性が少ない審議会等について女性人材リストから適任と思われる人材の情報提供を行っている。
		13 Iに再掲	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【数値目標】 「啓発活動実施回数」 3回/年度（平成29年度） →3回以上/年度（令和5年度）	地域のイベント等で、男女共同参画に関する情報誌等の配布や男女共同参画に関するクイズの活用による啓発を実施した。 【実施回数】6回/年度	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信等のほか、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布による啓発を行った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	定期的に職員用情報システムに掲載し周知し、閲覧申請が3件あり、そのうち1件が委員の登用に繋がった。また、女性人材リストへの登録についてホームページや市報で周知を行い、新規登録が9名あったため、自己評価を「B」とした。	県内で活躍する女性人材の審議会等委員や各種研修講師等への登用を促進するため、引き続き、庁内への周知および女性人材リストの充実を図る必要がある。	引き続き、庁内への周知に努め、事前協議の際に積極的な利用を促すとともに、人材リストの充実のため、市報やホームページなどの様々な媒体を利用し、制度の周知及び登録者の募集を行う。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
5	○	R1	B	男女共同参画に関するクイズ動画のオンラインでの配信、イベント等での男女共同参画に関するクイズ冊子や、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」等の配布など、複数の手法により啓発を行い、啓発活動の実施回数が目標値を上回ったため、自己評価を「A」とした。	市民等へ広く男女共同参画の必要性や意義を広めるため、引き続き、オンラインでのイベント、会場で実施されるイベント双方で啓発を行っていく必要がある。	男女共同参画の効果的な啓発のため、社会情勢の状況等を反映して男女共同参画に関するクイズの内容を更新していく必要がある。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	C				
	◎	R3	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 仕事と生活の両立の促進	54	ワーク・ライフ・バランス出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	令和3年度は、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の実施希望がなく、未実施であったが、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした主催講座を実施した。	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の依頼は無かったものの、オンラインによる実施に対応するなど、多くの方に講座をお届けするための工夫を行った。
		55	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 【数値目標】 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」 87.4%（平成29年度末） →90%（令和5年度末）	令和3年度は、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の実施希望がなく、未実施であったが、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした主催講座を実施した。 主催講座 ・「ケアと労働を考える講座」 ・「ライフキャリア講座」 ※「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合」については、アンケート項目としていなかったため把握できていない。	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした出前講座の依頼は無かったものの、オンラインによる実施に対応するなど、多くの方に講座をお届けするための工夫を行った。
	② 事業者等による取組の促進	56	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加算します。	建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、次世代育成支援対策推進法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合、発注者別評価点として10点の加算を行った。	前年度に引き続き、次世代育成支援に取り組んでいる業者へインセンティブを与えることで、仕事と子育ての両立を図り、雇用環境等の整備を推進した。
		57 IV-2-④ に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	事業所内保育事業所2施設を新設し、38人分の定員を拡大した。	事業所内保育事業所2施設の新設整備により、保育の受け皿を拡大し、働きながら子育てしやすい環境の整備を推進した。
		58 Vに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者/年度（令和5年度）	男女がともに働きやすい職場づくりに向け男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰した。 ・募集期間：令和3年6月1日～8月10日 ・表彰事業者：4事業者 ・表彰式：令和3年11月19日（金） 11時00分～11時30分 さいたま市役所 市長室 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」3月号に表彰式について掲載し、市HPにて表彰事業者の取組を周知した。また、本市主催の「パートナーシップさいたまフェスタ」（オンライン形式で開催）のコンテンツとして掲載した。	表彰制度を広く周知するため、チラシを市内公共施設に配置するほか、さいたま商工会議所、埼玉労働局、市内商業施設等にも配置を依頼した。また、市報や市HPに掲載するとともに、市内駅の催事情報システム、企業向けメールマガジンへの掲載などを行った。
		59	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。 【数値目標】 「CSRチャレンジ企業認証企業数」 10社（平成29年度） →25社/年度（平成30年度～令和2年度）	令和2年度をもって、「CSRチャレンジ企業認証制度」は廃止。（令和3年度から「SDGs企業認証制度」に発展的に移行）	

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	出前講座の実施希望は無かったものの、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした主催講座を実施したため。また、オンラインによる出前講座にも対応するなど、多くの方に講座をお届けするための工夫を行った。	ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」をつくるための理解促進を図る講座を、引き続き実施していく必要がある。	今後も、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、相手方のニーズに沿った効果的な講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
20	◎	R1	A	出前講座の実施希望は無かったものの、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした主催講座を実施した。また、オンラインによる出前講座にも対応するなど、多くの方に講座をお届けするための工夫を行った。	ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」をつくるための理解促進を図る講座を、引き続き実施していく必要がある。	今後も、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、ニーズに沿った効果的な講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	—	R3	B	主催講座「ケアと労働を考える講座」理解度：100%			
	/	R1	B	市内に本店を有する業者のうち加業者の割合は約23%となっている。	本取組は次世代育成支援に取組んでいる業者にインセンティブを与えるものであり、実際の取組みへの直接的な効果を及ぼすものではないが、国における次世代育成支援の方針を踏まえ、継続して取り組んでいく必要がある。	令和4年度の取組みについては今年度と同様の内容で取組むこととなるが、令和5年度以降に実施する発注者別評価項目の検討において、他の評価項目とのバランスを踏まえ、適否を含めた検討を行う。	契約課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	—	事業所内保育事業所の新設により、保育の受け皿を拡大し、男女ともに子育てと就労の両立ができる環境に寄与したため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和3年4月1日現在の待機児童数は、前年度より大幅に減少したものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
		R2	—				
		R3	A				
21	○	R1	B	市内事業者におけるワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に関する先進的な取組を広めるため、表彰事業者の取組を市HP、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」に掲載した。また、本市主催の「パートナーシップさいたまフェスタ」（オンライン形式で開催）のコンテンツとして掲載し、表彰事業者の取組の周知に努めた。	今年度の応募事業者は4事業者あったが、応募事業者数が年々減少する傾向にあるため、事業者にとって魅力が感じられるものとなるよう制度の内容について検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランスに係る法整備が進んでおり、表彰制度の在り方や事業者にとってより有効な代替制度について検討する。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
22	○	R1	B				経済政策課
	△	R2	E				
	/	R3	—				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	② 事業者等による取組の促進	60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	ワーク・ライフ・バランスの理解と意識啓発を推進するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くにあたり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）
		61	労働法規等への理解の促進	労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くにあたり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）
		62	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための意識啓発を行うため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でワーク・ライフ・バランスについて扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くにあたり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、仕事と家庭の両立に関する周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	③ 育児・介護休業等への理解と取組の促進	63 Ⅳ-3-① に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（令和2年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修（2年次、5年次、主任研修、主査研修他）での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定（男性育児の自主研究グループによる相談受付） ※令和3年度の男性の育児休業取得率 40.5%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 Ⅱ・Ⅳ-3-① に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
23	◎	R1	A	育児休業等の取得促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。	女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。	今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。	人事課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	① 介護者支援策の充実	64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	各区役所高齢介護課に配置している介護保険相談員により、介護保険全般に関する相談の受付を随時行った。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。
		65	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人（平成29年度末） →今後3年間で24,600人養成	認知症サポーターの養成を推進し、認知症になっても住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる地域づくりを推進した。 ＜認知症サポーター養成数＞ 実績 令和3年度末累計 85,562人 平成30年度末から12,814人増	男女の区別なく多くの方が受講できるよう、土日にも認知症サポーター養成講座を開催した。
		66	介護者サロン・カフェの充実（介護者支援体制充実事業）	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所、③現状値なし（平成29年度末） →①980回、②8か所、③指標の設定（令和2年度末）	①320回 ②5か所 ③56%	コロナ禍でも事業継続でき、男性にも好評な介護者サロンのオンライン開催の取組を紹介した。
		67	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人（平成29年度末） →8,481人（令和2年度末）	認知症対応型共同生活介護5施設108床を採択した。 施設の定員 8,432人	利用者が男女の区別なく、十分な介護サービスを受けられるように配慮した。
		68	生活支援ショートステイの実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	延べ利用日数 4,364日	事業の対象となる単身高齢者、一の介護者や養護者がいない高齢者について、適切に事業を実施したため。
		69	レスパイトサービスの実施	知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。	実施事業者の休止に伴い、令和3年度は事業を実施することができなかった。	男女で性差を設けることなく、事業を再開できるよう、実施事業者に働きかけを行った。
	② 子育て支援策の充実	33 Ⅱに 再掲	出産前教室の実施	初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。	各区保健センターオンラインによる教室開催等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、講義や実習を実施した。 実施延回数138回、参加実人数3,537人。 参加者アンケートでは、内容を理解できたと回答した割合が96.0%であった。	教室は、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の妊娠・出産・育児についての理解と協力を促し、夫やパートナー等が積極的に家事・育児に取り組めるように産後ケア事業や子育てヘルパー等社会資源の案内も含めて内容を工夫して実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	男女それぞれからの相談を受け付け、介護保険制度等について説明。内容を理解していただくと共にサービスの利用につなげている。	相談の量が多く内容をつかんでいないため、引き続き分析に努めていく。	なるべく多くの市民に内容を理解していただけるよう継続して取り組みを行う。	介護保険課
		R2	B				
		R3	B				
24	○	R1	B	男女ともに認知症の理解促進をおこなった。	新型コロナウイルス感染症の影響で、サポーター養成数が減少しているため、オンラインでの講座開催について検討し実施した。引き続き、多くの方に受講いただけるよう取り組んでいく。	引き続き男女ともに認知症サポーターの養成に取り組んでいく。	いきいき長寿推進課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
25 26 27	○	R1	B	コロナ禍でも事業継続でき、男性にも好評な介護者サロンのオンライン開催の取組を紹介したものの、感染症の影響により数値目標が達成できなかったことから、目標の達成に課題が残ったと評価し、「C」とした。	介護者サロンについて、オンライン開催の取組が広がっていないため、開催回数が不十分である。男性向け介護者サロンの回数が増加していない。	介護者サロンのオンライン開催、男性向け介護者サロンの取組の拡充を推進する。多くの方に介護者サロンを利用してもらうため、市民向けに地域包括支援センター(介護者サロン)の周知を行う。	いきいき長寿推進課
	△	R2	C				
		R3	C				
28	○	R1	B	計画に基づいて整備を行い、概ね目標を達成できたため	利用者及び職員に対する処遇に配慮し、引き続き必要な施設整備を推進する必要がある。	利用者及び職員に対する処遇に配慮し、引き続き必要な施設整備を推進する。	介護保険課
	○	R2	B				
		R3	B				
		R1	B	事業の対象となる単身高齢者、一の介護者や養護者がいない高齢者について、適切に事業を実施したため。	単身高齢者の増加が見込まれる中で、本事業が地域における支援ニーズに適切に対応しているのか、限りある財源との兼ね合いを含め、継続的に検証していく必要がある。	単身高齢者の増加が見込まれる中で、本事業が地域における支援ニーズに適切に対応しているのか、限りある財源との兼ね合いを含め、継続的に検証していく必要がある。	高齢福祉課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	—	事業に使用していた物件の賃貸契約の終了に伴い、現在事業を休止している為、事業を実施(再開)できるように実施事業者に対し働きかけを行ったが再開には至らず、事業を実施できなかったため。	当事業は知的障害児(者)の介護者を一時的に預かることにより、障害児(者)の福祉の確保と保護者の負担軽減を目的としているものであるが、同様の法定サービス等でも代替できていると考えている為、事業自体の継続について検討していく必要がある。	同左	障害支援課
	R2	—					
	R3	—					
		R1	B	新型コロナ感染拡大下においてもオンラインによる教室を実施するなど、各区の状況に応じて教室を実施した。また、参加者アンケートの結果、内容を理解できたと回答した割合が昨年度と同程度であった。以上の理由から自己評価Bとした。	今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施しなければならぬという制約がある中で、妊婦や夫、パートナー等が妊娠・出産・育児を自分事として具体的に理解でき、対等に協力して取り組んでいけるように工夫して実施する必要がある。	妊婦や夫、パートナー等が対等に協力しながら育児に取り組めるように、令和2年度に作成した動画や社会資源の案内を積極的にしながら教室を実施していく。	地域保健支援課
	R2	B					
	R3	B					

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	② 子育て支援策の充実	70	育児学級の開催	<p>おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、育児不安の軽減を図るため「育児学級」を各区役所で実施します。</p> <p>【数値目標】 「育児不安軽減者の割合」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（令和5年度）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容・時間を短縮し開催した。緊急事態宣言中は中止又はオンラインで開催した。教室内容の満足度は92.1%、育児不安の軽減率は73.4%であった。</p>	<p>父親も参加することができる講座や遊び場の情報提供を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら可能な限り事業を実施できるようオンライン開催をするなどし、父母の育児不安軽減に努めた。</p>
		71	ファミリー・サポート・センターの充実	<p>育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業を委託にて実施。 提供会員数：1,171</p>	<p>令和2年度からではあるが、本来であれば、依頼会員の入会説明会の実施をしていたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、書類の提出による申し込みとし、利用したい会員への配慮を行っている。</p>
		72	子育てヘルパー派遣事業	<p>体調不良などで風間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。</p>	<p>介護事業者等への委託により実施。 利用件数：655</p>	<p>仕事をしている方もいつでも申請できるよう電子申請での申込受付を開始した。</p>
		73 VIIに 再掲	子どもショートステイ事業	<p>疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。</p> <p>【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （令和5年度）</p>	<p>児童養護施設等において、養育が必要な児童の預かりを行った。 利用実績：延べ4名、延べ日数27日</p> <p>施設契約数 6施設</p>	<p>男女を問わず、児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに施設にて一時預かりができる体制としている。</p>
		74	小児救急医療体制の充実	<p>子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療なび」を公開します。</p>	<p>・子どもが急病のときに、看護師等が家庭での対処や医療機関への受診のアドバイスを行う「子ども急患電話相談」を、月～金曜日は17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始は9時～翌9時に実施している。</p> <p>・パソコンやスマートフォンから市内の医療機関情報を検索できる市民向けサイト「医療なび」を開設している。</p>	<p>全ての市民を対象とし、個々の相談に対して個別性を尊重し対応することを前提とし、情報提供している。</p>
		75	子育て支援拠点施設整備・運営事業	<p>3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。</p> <p>【数値目標】 「単独型施設数」 10カ所（平成29年度末） →10カ所（令和5年度）</p>	<p>3歳未満の子ども及びその保護者が、気軽に集い、交流を図れる場を提供するとともに、保護者が抱える育児不安などについて相談指導を実施した。</p> <p>単独型実施施設数 10カ所</p>	<p>父親向けイベントを全10センターで実施することができた。また、全10センターでオンラインイベントを実施し、3センターで、オンラインを活用した父親向けのイベントも実施した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
29	◎	R1	A	育児不安軽減者の割合が73.4%であったため、自己評価をBとした。昨年度より下がった点については、各区の状況に応じて教室を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、内容を縮小して実施していることも影響していると考えられる。	内容の縮小により、親同士が交流する機会が減り、育児不安の軽減が図りにくい状況にある。	父母が前向きに育児に取り組めるように、引き続き父親も参加することができる講座や遊び場の情報提供をしていく。また、育児不安が強い方については、引き続き個別支援をしていく。	地域保健支援課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	A	コロナ禍でありながら昨年度に比べ利用実績が増え、安定した事業運営ができたため。	働く親たちが仕事と育児を両立できる環境を整備するため、提供会員の確保が必要である。	引き続き提供会員の確保に努め、安定した事業運営となるよう、委託事業者と調整していく。	子育て支援政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	申込受付を変更し、申込件数が前年度の約2.5倍となった。また、ホームページにて事業所を母数し、3社と追加契約を行い、増加する申込者に対し、概ね安定した事業運営ができた。	さらなる安定した事業運営を行うため、事業者の確保が必要である。	事業者を増やすため、市ホームページ等を活用し、引き続き事業者を募集していく。	子育て支援政策課
		R2	B				
		R3	B				
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、一時的に預かることのできる場所として、児童養護施設等、計6施設との契約を行った。契約施設数が6施設と目標を達成したため、A評価とした。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複した場合等は希望に応じられない場合がある。	本制度は空床を利用するため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、委託先の拡充として里親等への委託を検討しております。	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
		R1	B	市民等へ「子ども急患電話相談」・「医療ナビ」の周知を行い、男女の区別なく、個性を尊重して、本事業を実施した。	個々の相談に、個性を尊重した対応を引き続き実施	個々の相談に、個性を尊重した対応を引き続き実施	地域医療課
		R2	B				
		R3	B				
31	○	R1	B	オンラインイベントの実施や来場者の人数制限、開室時間の制限を設け、感染症対策に配慮しながら事業を継続することができた。	母親の育児不安や負担感を緩和するため、男性保護者の育児参加を推進する必要がある。	父親が来場しやすいイベントや講座の企画、センターの雰囲気づくりを行い、父親の育児参加を推進を支援していく必要がある。	子育て支援政策課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	③ 子育て情報の提供と学習機会の充実	76	子育て情報の提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。 【数値目標】 「子育て応援ブックの発行数」 50,000部（平成29年度末） →50,000部（令和5年度）	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」の運営などにより、子育て情報の提供を行った。 子育て応援ブック発行部数 50,000部	冊子やウェブサイトの表記について、男女の表現に偏りがないよう配慮した。
		77	子育て支援ネットワークの充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。 【数値目標】 「ネットワーク会議の開催回数」 1回（平成29年度末） →1回（令和5年度）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資料提供による会議開催とした。 開催1回	関係機関や団体が、今後の子育てで支援のあり方について協議、情報提供する場であり、男女を問わず参加できる。
		78	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	児童センター18館で赤ちゃん体操、手遊び、絵本の読み聞かせ、土日プチタイム、おとうさんもあそぼう、工作等の教室を少人数制で感染対策を取りながら実施し、昨年より実施回数が上回った。また、助産師による乳児相談や保健師による健康講話、家庭児童相談員による育児相談、栄養士による食育講話、歯科衛生士による歯磨き指導といった、外部講師による教室は、感染対策を取りながら実施した。	コロナ禍のため、事業の周知を控え、人数を制限せざるを得なかった。
		79 VIIに再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%（平成29年度末） →100%（令和5年度）	23回開催し、延べ30人参加した。子どもとの生活の中で、うまくいかないことを振り返ったり、母親自身の親世代も含めた家族全体の話も含めて、参加者全員が自分の気持ちを話すことができた。また、話すことで母子関係を見つめなおす機会になっている。 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%	子どもとの関係だけではなく、夫婦関係の話も共有し、対等な関係性を意識できるように配慮した。
	④ 保育施設等の整備・充実	57 IV-1-②に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	事業所内保育事業所2施設を新設し、38人分の定員を拡大した。	事業所内保育事業所2施設の新設整備により、保育の受け皿を拡大し、働きながら子育てしやすい環境の整備を推進した。
		80	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。	令和3年度は、延長保育については認可保育施設42園、一時保育については認可保育施設6園で新たに実施した。	男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
32	○	R1	B	予定通り冊子を発行できたため。	冊子の更新にあたり、イラストの男女比や色使いに引き続き配慮する。	父親の育児参加の推進など、引き続き性別役割分担意識の解消に配慮し、情報提供に努める。また、子育て応援ブックを利用した方の意見を取り入れるためのウェブアンケート活用し等について検討していく。	子育て支援政策課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
33	○	R1	B	一堂に会しての会議開催は見送ったものの、資料提供により情報共有ができたため。	ネットワーク会議の設置が進んでいない区がある。	引き続き各区でネットワーク会議が開催できるよう、体制づくりをすすめる。また、参加機関や開催方法の改善について引き続き検討していく。	子育て支援政策課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	/	R1	B	コロナ対策による制限を設けたが、様々な教室を開催することで、子育てによる負担感や不安感を解消させ、男性が参加する機会や親同士が共感できる場としても機能しており、一定の効果があったため。	参加したいと思える内容の設定や参加機会が増えるよう実施回数の設定。また、多くの方に知っていただける周知方法の工夫。	取り組みを継続しながら、内容や実施回数、広報について検討し、より多くの方が参加しやすいように取り組む。	青少年育成課
	/	R2	B				
	/	R3	B				
34	○	R1	B	安心して自分の気持ちや考えを表現できるように配慮することにより、様々な気持ちや考えを話し合うことができた、また、他者の具体的な話を聞きながら、自分自身の振り返りにつながっていくことが多くあった。	夫婦関係を含め、対等な関係性をどのように築けるのかについて具体的な方法の検討が不十分だった。	夫婦関係を話す中で、役割分担意識にも視点を向けて話をしていく。	地域保健支援課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
	/	R1	—	事業所内保育事業所の新設により、保育の受け皿を拡大し、男女ともに子育てと就労の両立ができる環境に寄与したため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和3年4月1日現在の待機児童数は、前年度より大幅に減少したものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後については、待機児童の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。	のびのび安心子育て課
	/	R2	—				
	/	R3	A				
	/	R1	B	延長保育、一時保育を実施する施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえ、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課
	/	R2	A				
	/	R3	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実	④ 保育施設等の整備・充実	81	病児保育室の拡充	保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →14施設（令和5年度）	病児保育室の追加整備にあたり、需要把握のためのアンケート調査や、医師会の意見聴取を行ったが、コロナ禍における利用状況などを勘案し、整備計画を見直すこととなった。 「病児保育室施設数」 11施設（令和4年4月1日）	前年度大宮区に病児保育室を整備し、全ての区に設置ができたことから、更なる拡充のため、病児保育室の追加整備について検討した。
		82	認可保育所等の拡充	民間活力を利用した認可保育所等の設置や、年間を通して長時間の預かり保育を実施する「子育て支援型幼稚園」の利用を促進させるとともに、「保育ママ」といった新たな事業を創設することで、保育所等利用待機児童の解消を図ります。 【数値目標】 「保育所等利用待機児童数」 315人（平成30年4月1日） →0人（令和5年度）	認可保育所28施設、認定こども園3施設、小規模保育事業所10施設、事業所内保育事業所2施設を整備し、2,378人分の定員を拡大した。 「保育所等利用待機児童数」 0人（令和4年4月1日）	前年度に引き続き、認可保育所28施設、認定こども園3施設、小規模保育事業所10施設、事業所内保育事業所2施設の新設により、定員の拡大を図った。
		83	私立幼稚園預かり保育事業の充実	私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。 また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度を創設し、その普及を促進します。 【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成29年度末） →35園（令和2年度）	・私立幼稚園等における預かり保育事業に対し、補助金を交付した。 ・子育て支援型幼稚園を令和3年度に新たに10園認定し、令和4年度の認定園数は46園になった。	男女とも仕事と育児を両立できるよう、年間を通して長時間預かる施設への補助の加算や子育て支援型幼稚園のPRを実施している。
		84	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。 【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成30年4月1日） →100%（令和5年度）	公設クラブ74か所、民設クラブ216か所で事業を実施した。 「利用ニーズに対する入所者の割合」 97.3%（令和4年4月1日）	放課後児童クラブの受け入れ可能児童数を拡大した。
		85	障害児保育の充実	障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。	令和3年度は、公立保育園61園、私立保育施設112園において心身の発達に遅れ等のある児童を受け入れた。	男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
35	△	R1	D	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少するとともに、医療機関や保育施設における業務が逼迫し、令和3年度中に新たに病児保育事業を実施することが困難な状況となったため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、多様な保育の充実を図るため、病児保育室の追加整備を実施する必要がある。	今後は、新型コロナの状況も踏まえながら、地域ごとの需要に応じて、病児保育室の追加整備を進める。	のびのび安心子育て課
	○	R2	B				
	△	R3	D				
36	△	R1	D	認可保育所等の整備により、保育の受け皿を拡大し、待機児童0人の数値目標を達成したため。	男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っており、令和4年4月1日現在の待機児童数は0人となったものの、今後も保育需要の増加が見込まれる地域があることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。	今後も保育需要の増加が見込まれるため、引き続き、認可保育所等の施設整備を進め、多様な保育の受け皿確保を進める。	のびのび安心子育て課
	△	R2	C				
	△	R3	B				
37	◎	R1	A	子育て支援型幼稚園の認定園数について、当初の経過目標を上回って認定できたため。	幼児教育・保育の無償化により、保育が必要な家庭の預かり保育が無償化の対象となることから、ますます預かり保育の需要が高まっている。需要の増加に対応し、各園の預かり保育がさらに充実するように支援する必要がある。	ほとんどの私立幼稚園等において、預かり保育事業が実施されている。今後は、私立幼稚園等の理解と協力を得ながら、預かり保育事業の更なる長時間化、長期間化を促進していく。	幼児政策課
	◎	R2	A				
	/	R3	A				
38	○	R1	B	民設放課後児童クラブの新設等によって、受入可能児童数を拡大できたため。	利用ニーズの増加に対応するため、更なる施設整備が求められている。	開設に係る経費の補助金の拡充等、引き続き民設放課後児童クラブの整備促進に取り組む。	青少年育成課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
	/	R1	B	障害のある子どもの受入施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。	ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。	保護者が求めるニーズをふまえて、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。	保育課
	/	R2	B				
	/	R3	A				

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進	① 男性の家庭生活・地域活動への参加の促進	63 Ⅳ-1-③ に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 【数値目標】 「男性の育児休業取得率 ※教職員除く」 12.1%（平成29年度） →13.0%（令和2年度）	育児休業等の取得率促進のため、以下の取組を行った。 ①イクボス宣言の実施 ②男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信 ③結婚、子の出生があった職員への子育て支援制度に関するチラシ配布 ④基本研修（2年次、5年次、主任研修、主査研修他）での子育て支援制度の周知及びキャリアデザイン意識の醸成 ⑤育児休業取得等の相談窓口の設定（男性育児の自主研究グループによる相談受付） ※令和3年度の男性の育児休業取得率 40.5%	男性職員の育児休業取得経験談の収集、発信や男性育児の自主研究グループの活動について周知する等、男性の育児参加に焦点をあて、積極的なPRを行った。
		37 Ⅱ・Ⅳ-1-③ に再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で育児・介護休業法について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
23	◎	R1	A	育児休業等の取得促進のための取組を行い、男性の育児休業取得率が目標値を大きく上回ったため。	女性の育児休業取得率と比較して、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあるため、引き続き男性の育児休業取得率を向上させる必要がある。	今後も取組を継続し、男性の育児休業取得率等の更なる向上を図る。	人事課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、多様で柔軟な働き方の実現や、育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるために、周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 働く場における男女の均等待遇の促進	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	86	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員用として「男女共同参画職員ハンドブック」を作成し、教職員や医療職を含めた新規採用職員へ配布した。また、職員情報システムの全庁掲示板へハンドブックを掲載し周知を図った。 ・各所属から選出された職員とその他受講を希望する職員を対象に、「男性にとっての男女共同参画」、「ジェンダーによる経済格差と社会保障」の2つをテーマとして職員研修を実施した。 	音声入りのパワーポイント資料を使用した職員研修としたため、より多くの職員が受講できるよう、各所属の代表者以外で受講を希望する職員も受講できるよう、庁内LANの掲示板で周知を行った。
		87	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）
		88	採用時における男女平等意識の啓発	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の意識啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、仕事と家庭の両立についての内容を掲載した。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	「男女共同参画職員ハンドブック」の周知、職員研修の実施により、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直し及び性的少数者に対する理解を促進する機会とすることができた。 ※職員研修のアンケート結果 ・「研修の内容の理解度」 「男性にとつての男女共同参画」99.0%、「ジェンダーによる経済格差と社会保障」95.5% ・「施策の実施にあたり男女共同参画の視点が必要であることの理解度」98.3%	より多くの職員への啓発となるよう、周知方法や、実施方法等を引き続き工夫する必要がある。	引き続き、テーマや実施方法等を工夫し研修を開催する。また、職員用情報システムにより研修内容および職員向けハンドブック等を全職員に周知する。	人権政策・男女共同参画課 全庁
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	・働く人の支援講座については、労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					
		R1	B	・働く人の支援講座については、労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
	R2	B					
	R3	B					

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 働く場における男女の均等待遇の促進	② 積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進	52 Ⅲ・Ⅴ-2-③ に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ：「働くにあたり知っておきたい労働法」（全5回） ・受講者数：延べ60名 ・アンケート結果：92%が満足と回答 	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。
		58 Ⅳに再掲	積極的な取組を行っている事業者への表彰制度の実施	男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている市内の事業者を表彰し、その取組を広く周知します。 【数値目標】 「表彰事業者数」 2事業者（平成30年度） →3事業者／年度（令和5年度）	男女がともに働きやすい職場づくりに向け男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰した。 ・募集期間：令和3年6月1日～8月10日 ・表彰事業者：4事業者 ・表彰式：令和3年11月19日（金）11時00分～11時30分 さいたま市役所 市長室 ・男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」3月号に表彰式について掲載し、市HPにて表彰事業者の取組を周知した。また、本市主催の「パートナーシップさいたまフェスタ」（オンライン形式で開催）のコンテンツとして掲載した。	表彰制度を広く周知するため、チラシを市内公共施設に配置するほか、さいたま商工会議所、埼玉労働局、市内商業施設等にも配置を依頼した。また、市報や市HPに掲載するとともに、市内駅の催事情報システム、企業向けメールマガジンへの掲載などを行った。
		89	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、女性技術者を雇用している業者に対し、発注者別評価点として10点の加点を行った。	前年度に引き続き、女性技術者を雇用している業者にインセンティブを与えることで、女性技術者が工事現場に配置され、性別にかかわらず安全体制づくりや品質管理を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	・働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。	・働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
21	○	R1	B	市内事業者におけるワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に関する先進的な取組を広めるため、表彰事業者の取組を市HP、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」に掲載した。また、本市主催の「パートナースHIPさいたまフェスタ」(オンライン形式で開催)のコンテンツとして掲載し、表彰事業者の取組の周知に努めた。	今年度の応募事業者は4事業者あったが、応募事業者数が年々減少する傾向にあるため、事業者にとって魅力が感じられるものとなるよう制度の内容について検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランスに係る法整備が進んでおり、表彰制度の在り方や事業者にとってより有効な代替制度について検討する。	人権政策・男女共同参画課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	B	市内に本店を有する業者のうち、加点業者の割合は約24%となっている。	本取組は女性技術者を雇用する業者にインセンティブを与えるものであり、実際の雇用状況に直接的な効果を及ぼすものではないが、男女共同参画推進の観点から、継続して取り組んでいく必要がある。	令和4年度の取組みについては今年度と同様の内容で取組むこととなるが、令和5年度以降に実施する発注者別評価項目の検討において、他の評価項目とのバランスを踏まえ、適否を含めた検討を行う。	契約課
		R2	B				
		R3	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	① 就労継続や再就職のための支援体制整備	90 VIIに再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	国、県及び関係機関から提供された女性のチャレンジ支援に関する資料や図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,501冊、情報誌3冊、ビデオ118作品	女性の労働に関するものも含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーの一部に、ビデオ視聴スペースを設置している。
		91	女性労働に関する情報の収集・提供	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、女性労働に関する情報を提供するため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）を実施します。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性登用・就労継続への取組を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、労働法等に対する理解促進を図った。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)
		92	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	主催講座「オンライン活用講座」にて、オンライン上のツールをどのように活用できるかを学び、社会とつながる再スタートの準備のための講座とした。 講師：熱田敬子氏 申込者数：21人 視聴回数：52回	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座を実施した。質問対応のできるZOOMによるリアルタイム講座を実施後、YouTubeでオンデマンド配信を行った。
		93	女性の再就職支援	すぐにも再就職したい方から、再就職への不安をお持ちの方まで、子育て世代をはじめとした女性求職者の多様なニーズに応える就労支援を実施します。 【数値目標】 「ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数」 9,156人（平成28年度末） →9,600人（令和2年度）	・「ワークステーションさいたまにおけるワンストップ就職支援サービス利用者数」17,936人	・子育て中の方も参加しやすいよう、託児を実施した。
		94	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及	働く女性の妊娠・出産に関する法令の普及・周知のため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性登用・就労継続への取組を扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、労働法等に対する理解促進を図った。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書を紹介したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。 また、ビデオ視聴スペースや、集中して学習や作業ができるスペースを設置した。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	女性の労働に関する図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。 また、コロナ収束後はビデオ視聴スペースや作業スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	・働く人の支援講座については、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、女性労働に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	理解度、満足度ともに100%となったため、自己評価を「A」とした。	女性の再就職支援をテーマとした講座等を実施し、再就職を希望する女性への支援を実施していく。	引き続き、女性の再就職支援をテーマとした講座等を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				
39	◎	R1	B	・男性女性双方で参加者はあったものの、新型コロナウイルス感染防止対策のため、定員を縮小して実施したため。	・参加者において、女性の方が比較的多いが、男性でも気軽に参加できる内容も設定しているため、引き続き多くの方に参加いただけるよう周知していく。	・多くの対象者に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
	/	R3	E				
	/	R1	B	・働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、女性労働に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。	・働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。	・働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	① 就労継続や再就職のための支援体制整備	95	働く女性のための講座などの開催	女性の就業継続の促進や、労働法などの正しい理解と認識を深めるため、働く人の支援講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で女性登用・就労継続への取組を扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ:「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) ・受講者数: 延べ60名 ・アンケート結果: 92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、労働法等に対する理解促進を図った。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)
		96	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発	パートタイム労働法等の普及・啓発のため、働く人の支援講座(労務実務関連講座)の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規を扱い、周知・啓発を図った。 ・テーマ:「働くに当たり知っておきたい労働法」(全5回) ・受講者数: 延べ60名 ・アンケート結果: 92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、労働法等に対する理解促進を図った。 ・作成部数 8,000部 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。(例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等)
	② 起業等に対する支援	97 VIIに再掲	女性と若者の創業支援事業	<p>創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。</p> <p>【数値目標】</p> <p>①女性創業件数 ②若者創業件数 ①9件 ②7件(平成29年度末) →①50件 ②39件 (平成29年度～令和2年度累計)</p>	【参考】 令和3年度 創業件数:62件	オンラインによるセミナーを開催するほか、創業者同士の交流・学び・挑戦の場を提供するオンラインプラットフォームを構築し、時間や場所にとらわれない創業支援に取り組んだ。
			98	関連機関との連携連携したビジネス支援事業の開催	関連機関と連携し、創業を目指す女性を対象にした個別相談会等、ビジネス相談会やセミナーを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ①「女性創業相談会」創業を目指す女性を対象にした個別相談会を開催する。年7回(第3金曜日)開催。※「創業・ベンチャー支援センター埼玉」との連携事業 ②「創業相談会」創業予定者を対象とした個別相談会を開催する。年11回(第3火曜日)開催。※「(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 北関東信越創業支援センター」との連携事業

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	<p>・働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、女性労働に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。</p>	<p>・働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。</p>	<p>・働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。</p>	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	<p>・男性女性双方で参加者が多くあったため。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、パートタイム労働法等に関する正しい理解と認識を深めるため、周知・啓発を図ることができたため。</p>	<p>・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。</p>	<p>・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。</p> <p>・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。</p>	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
40 41	○	R1	B	<p>本事業における数値目標は、改定前の総合振興計画で定めた指標を設定したものであることから、定量的な評価はできないが、性別にかかわらず多様な方々の創業支援を実施できたため。</p>	<p>より創業者を増やしていくため、副業からの創業支援等、多様な創業ニーズへの対応が必要。</p>	<p>多くの創業希望者に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実、交流の場の創生に努めるほか、副業や兼業、在宅勤務等の新しい働き方の浸透に向けた取組を加速させる。</p>	経済政策課
	○	R2	A				
		R3	B				
		R1	B	<p>感染症対策のためオンライン開催の回もあったが、開催はできたため。</p>	<p>気軽に参加できる相談会であることのPR。</p>	<p>図書館で開催することや、個別相談会であることを積極的にPRし、女性が気軽に参加できる相談会であることをPRしていく。</p>	中央図書館 資料サービス課
		R2	B				
		R3	B				

目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 女性の経済的自立に向けた取組の推進	③ 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進	52 Ⅲ・V-1-② に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施やホームページでの周知を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中で労働法規について扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くにあたり知っておきたい労働法」（全5回） 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。
		99	女性農業者の育成	女性農業者を含めた農業後継者の育成や、農業経営の安定化に向けた支援を行い、農業の発展と持続的な経営安定を図ります。 【数値目標】 「地場産農産物物理講習会への講師派遣人数」 10人／年度（平成29年度末） →10人／年度（令和5年度）	地場産農産物物理講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。代替の実施策も検討したが、講師らとの協議の結果、全面中止となった。	女性農業者が講師を行う地場産農産物物理講習会は、新型コロナウイルスの影響で中止となり、代替事業も検討したが、講師らとの協議の結果全面中止となった。
		100	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	理工系分野など従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。	男女共同参画推進センターにおいて、従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援を目的とした講座を実施した。 ・「女性の知恵で社会をデザインする講座」 内容：女性が生活の中で感じる悩みや疑問は社会の問題であることを学び、発表する。 日程：9月19日～1月23日（全4回） 参加者：28名 講師・講師者：さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会、イクボス共同宣言事業者 講座の内容を「報告」として男女共同参画推進センターのHPに掲載した。また、成果報告会で発表した資料を実施報告書にまとめ、HPに掲載した。 主催講座において、従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援を目的とした講座を実施した。 ・「防災女子講座」 ・「地球女子講座」	理工系以外の女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような講座を企画・実施した。
		101	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。 【数値目標】 「早期起業家教育事業参加者数」 643人（平成29年度） →600人（令和2年度）	・7月～9月の間に、オンラインを活用したカリキュラムで取り組む公募型事業を市内小・中学生を対象に実施した。 参加者数：40名	・男女ともに参加できることが伝わるよう、どちらかみのイラストを使用せず、ヌウのイラストを使用した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	・働く人の支援講座について、男性女性双方で参加者が多くあったため。	・働く人の支援講座について、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・働く人の支援講座について、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
42	○	R1	B	事業中止のため。	今年度が事業中止のため評価できない。	実施できる状況になれば、引き続き、より多くの女性農業者の育成に向け地場産農産物料理講習会を開催し、参加者が増えるよう広報の強化に努める。	農業政策課
	—	R2	E				
	—	R3	E				
		R1	B	従来女性が少なかった分野である政治分野をテーマとした講座を実施した。市民の方、議員の方、事業者の方、行政職員といった様々な立場から意見交換できる場となったことから、自己評価を「A」とした。	今後も女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような情報提供をするとともに、講座を実施する。「女性の知恵で社会をデザインする講座」参加者のうち、成果報告にまとめられた方が8名だった。	引き続き女性の少ない分野へのチャレンジ支援となるような講座を開催していく。「女性の知恵で社会をデザインする講座」では、より多くの参加者が、自身の考えを言語化できるよう講座の実施方法等を見直す必要がある。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
43	◎	R1	A	・公募型事業について、男性女性双方で申込者は多数あったものの、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施人数を制限せざるを得ず、規模を縮小して実施したため。 ・令和元年度まで実施していた学校実施型事業について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業中止をしたため。	・参加者毎の学校や学年に偏りがないよう、実施時期等の検討とともに、引き続き幅広く周知していく。	・多くの対象者に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
		R3	E				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備	①ひとり親家庭への支援	90 Ⅴに再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	国、県及び関係機関から提供された女性のチャレンジ支援に関する資料や図書等の各種資料を収集し、男女共同参画推進センターにおいて情報提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,501冊、情報誌3冊、ビデオ118作品	女性の労働に関するものも含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーの一部に、ビデオ視聴スペースを設置している。
		102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、養育費の確保を含めた生活安定のための相談を行います。 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業として、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。なお、ひとり親家庭等介護初任者研修については、新型コロナウイルスの影響もあり、医療事務講座に変更した。	医療事務講座の開催については、ひとり家庭のニーズに沿った支援を行った。弁護士による法律相談では、Zoomでの相談でも可能とした。
		103	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を支給します。	・対象者に対し、円滑に医療費助成を実施することができた。 ・対象となる方の登録漏れがないよう、区役所窓口、ハローエンゼル訪問事業、子育てWEBなど様々な媒体を通じて、事業の周知を実施した。	広報物の作成等の際、男女区別なく制度を活用できるよう、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書を紹介したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。 また、ビデオ視聴スペースや、集中して学習や作業ができるスペースを設置した。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	女性の労働に関する図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。 また、コロナ収束後はビデオ視聴スペースや作業スペースの利用を促進する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
44	△	R1	C	就業支援講習会のひとつである、介護職員初任者研修は新型コロナウイルスの影響により実施が厳しい状況であるため、医療事務講座に変更し、支援を行うことができたため。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援政策課
	—	R2	B				
	△	R3	B				
		R1	B	広報物の作成等の際、男女区別なく制度を活用できるよう、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けたため、自己評価を「B」とした。	来年度も引き続き、資格がある方が漏れなく受給できるよう、区役所関係各課が連携をとり制度案内を行うことが必要である。	今後も医療費の支給を円滑に実施していくとともに、男女区別なく制度を活用していただけるよう意識した情報発信に努めていく。	年金医療課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備	② 若年層への支援	97 Ⅴに再掲	女性と若者の創業支援事業	創業を目指す女性や若者に対して、窓口相談・専門家派遣の実施、創業セミナーの開催、ビジネスプランコンテストの実施など、総合的な支援を実施します。 【数値目標】 ①女性創業件数 ②若者創業件数 ①9件 ②7件（平成29年度末） →①50件 ②39件 （平成29年度～令和2年度累計）	【参考】 令和3年度 創業件数：62件	オンラインによるセミナーを開催するほか、創業者同士の交流・学び・挑戦の場を提供するオンラインプラットフォームを構築し、時間や場所にとられない創業支援に取り組んだ。
		104	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。 【数値目標】 「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク 開催回数」 5回（平成29年度） →6回（令和5年度）	令和2年度ネットワーク会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催ができなかったが、ユースアドバイザースキルアップ研修は、感染防止対策を講じたうえで実施した。ネットワーク会議開催回数：3回	子ども・若者支援ネットワークの関係機関の職員向けに実施したユースアドバイザー養成研修では、男女問わず困難を有する子ども・若者への支援方法について講義を行った。
		105	さいたま市若者自立支援ルーム	社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。 【数値目標】 「若者自立支援ルームの年間延べ利用者数」 9,300人（平成29年度） →12,000人（令和5年度）	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう支援を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は戻りつつあるが、現在も来所を自粛している利用者もいる。 令和3年度年間延べ利用者数 7,319人	利用者が、男女問わず参加できるプログラムを実施した。
		106	ニートの就労機会の創出	困難な状況を抱えた若年無業者等の職業的自立を促進するため、国と協働して実施している地域若者サポートステーション事業を実施します。 【数値目標】 「地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数」 117人（平成28年度末） →130人（令和2年度）	新規登録者数148人 来所者数2,632人 就職等進路決定者数97人 セミナー等満足度97.8%	・男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方のイラストを使用した。
		107	専門の相談員等による相談の充実	全ての市立学校、市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等をはじめとする専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行います。	全ての市立学校及び市立教育相談室において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、児童生徒や保護者及び教職員に対し、教育相談を行った。	充実した教育相談の実施に向け、不安や悩みを抱える、子どもたちや保護者の誰もが相談できるよう、案内リーフレット等を定期的に配付し、相談窓口の周知に努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
40 41	○	R1	B	本事業における数値目標は、改定前の総合振興計画で定めた指標を設定したものであることから、定量的な評価はできないが、性別にかかわらず多様な方々の創業支援を実施できたため。	より創業者を増やしていくため、副業からの創業支援等、多様な創業ニーズへの対応が必要。	多くの創業希望者に参加いただけよう、効果的な周知及び内容の充実、交流の場の創生に努めるほか、副業や兼業、在宅勤務等の新しい働き方の浸透に向けた取組を加速させる。	経済政策課
	○	R2	A				
	/	R3	B				
45	△	R1	B	3月開催予定のネットワーク会議は、新型コロナウイルス感染症状況を鑑み、資料送付による書面開催としたため、目標回数に到達できなかったが、開催した会議においては、困難事例における各関係機関の意見交換等を行うことができ、支援の連携を図ることができた。	困難を抱える子ども・若者は多岐に渡り、支援も複雑化しており、連携支援の要となるユースアドバイザーの養成研修を継続して実施していく必要があるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況が続く中でも、感染防止対策を講じ、男女問わず参加しやすい内容を検討する必要がある。	令和4年度においては、更に連携支援を推進するため、協議課題の検討を行い、ネットワーク会議を開催する。	青少年育成課
	△	R2	B				
	△	R3	B				
46	△	R1	B	年間延べ利用者数は目標値を下回る見込みであるが、感染拡大の状況で来所が難しい利用者へオンラインによる面談やプログラムを実施、電話相談を実施する等、数字には見えない支援を行ったこと、また感染防止対策を講じたスペースの配置により最大限の利用者を受入れることができ、今後につながる支援の実績を評価し、B評価とした。	利用者の男女比を見ると、男性利用者の方が依然として多い状況であるため、広く周知・広報する必要がある。	男女問わず利用できるプログラムの検討を更に進め、女性利用しやすい環境を整える。	青少年育成課
	△	R2	B				
	△	R3	B				
47	△	R1	B	・男性女性双方で参加者はあったもの、新型コロナ感染防止対策のため、定員を縮小して実施したため。 ・緊急事態宣言期間中において、対面での個別相談やセミナー等を中止したため。	・利用者の増加に繋がる効果的な周知が必要。 ・様々な困難を抱える利用者が多く、支援が長期化している。	・多くの市民に参加いただけよう、効果的な周知及び内容の充実に努める。	労働政策課
	△	R2	E				
	/	R3	E				
	/	R1	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、不安や悩みを抱える、一人ひとりの子どもたちや保護者の心に丁寧に寄り添い、教育相談を行うことができた。また、教職員に対しても、教育相談において適切な助言をすることができた。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員と教職員が連携して児童生徒や、保護者に対して充実した教育相談を引き続き実施していけるようにする。	充実した教育相談の実施に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等の専門の相談員が、児童生徒や、保護者及び教職員に対して、一人ひとりに寄り添った教育相談を実施していく。	総合教育相談室
	/	R2	A				
	/	R3	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備	108	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。 【数値目標】 「住宅改善費補助金の交付申請件数」 4件（平成29年度） →4件（令和5年度）	4件の申請に対して、補助金を交付した。	従前どおり、男女の別なく事業を実施した。
		109	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	制度の周知を図り、真に住宅改修を必要とする障害者に対して補助を行った。 【実績】 令和3年度：10件	男女で性差を設けることなく周知を図ること。
		110	居住環境の整備	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人等に対する優遇措置を行います。	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある方等に対して優遇措置を行った。	入居希望者からの要望の有無について、入居者の募集手続き担当者と打ち合わせを実施した。
		111	高齢者の見守り活動の支援	補助金の交付により、地区社会福祉協議会が主体となった見守り活動等を支援します。 【数値目標】 「見守り活動を行う地区社会福祉協議会数」 43地区（平成29年度末） →49地区（令和2年度）	高齢者の見守り活動を行う地区社会福祉協議会に対し、市社会福祉協議会を通して補助を行った。 【数値目標】 1.見守り活動を行う地区社会福祉協議会数 44地区 2.見守り活動を行う活動者数実績 4,426人	従来通り、男女の区別なく活動を実施した。
		112	緊急通報・相談等事業の推進	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとります。希望者には電話による安否確認を行います。	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報機器等を貸与し、安心して暮らせる体制を整えた。 年度末設置台数 1,858人	従来通り、男女問わず利用できる事業である。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
48	◎	R1	A	目標通りの実績であったため。	居宅の改善を通じて、介護を受ける方及び介護を行う方の負担軽減を促進していく	引き続き、事業を実施していく。	高齢福祉課
	△	R2	C				
	○	R3	A				
		R1	B	男女で性差を設けることなく、周知を図り、補助を行った。	市民の方に対し、より広く周知を行うこと。	引き続き、周知を図りながら事業を継続する。	障害支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	昨年度に引き続き、抽選時と困窮度判定時に優遇を行うことで、多数のひとり親家庭・高齢者・障害のある方が市営住宅に入居することが出来た。	市営住宅の入居には、不自然な家族形態の入居を防ぐため、申込みの際に一定の要件があるが、多種多様な家族形態の申込みに対し、個々の事情を考慮しながら、入居要件についても検討していく必要がある。	引き続き優遇措置を実施していく。	住宅政策課
		R2	A				
		R3	A				
49	◎	R1	A	目標としていた4,000人を大きく上回ったため、十分な効果があったと考え、自己評価を「A」とした。	引き続き、活動が広がっていくよう周知する必要がある。	引き続き、活動が広がっていくよう周知する必要がある。	高齢福祉課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R1	—	本事業を利用するには、ひとり暮らし高齢者で且つ、慢性疾患等により、常時注意が必要な方であれば、男女を問わず利用できる事業となっている。そのため一定の効果はあったため、自己評価を「B」とした。	真に必要なとしている人に制度を周知する。	引き続き事業を周知していく。	高齢福祉課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点	
2 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が暮らしやすい環境の整備	113	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりをともに学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。 【数値目標】 「モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度」アンケート未実施 →90% (令和5年度)	令和3年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し実施をしなかった。代替的にオンラインでバリアフリーに関する体験談を聞く機会を設けた。	事業実施を予定していた小学校の5年生を対象に男女の区別なく、代替的にオンラインによるバリアフリーの体験談を聞く機会を設けた。	
		114	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、さいたま市バリアフリー基本構想に位置づけられた重点整備地区において、各特定事業者と協議・調整を図りながらバリアフリー化を推進します。	バリアフリー基本構想に基づく各特定事業の進捗状況をとらまとめ、バリアフリー専門部会に報告した。	性別に偏りなく多様な立場の方に委員になっていただいているバリアフリー専門部会において進捗状況を報告し、議論いただいた。	
		115	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対し、「住宅ガイド」や「賃貸住宅入居支援の案内」等を配布するとともに、協力不動産店等の案内により、賃貸住宅の情報提供を行った。また、入居支援制度により、埼玉県宅地建物取引業協会を通じ、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図った。	入居支援制度要綱を改正し、多様な性のあり方に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居が図られるよう配慮した。	
	② 高齢者、障害者の社会参加の促進	2 高齢者、障害者、性的少数者(性的マイノリティ)、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	116	一般介護予防事業	介護が必要となる更に前の段階からの予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、介護予防教室の開催や体操活動を中心とした住民主体の通いの場の支援などを行います。 【数値目標】 「リハビリテーション専門職の派遣回数」 161回 (平成29年度末) →300回 (令和2年度末)	いきいき百歳体操の体験を行う「ますます元気教室」等の介護予防教室を開催するとともに、住民主体の通いの場として、いきいき百歳体操を行う自主グループの立ち上げ支援を行った。また、住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、運動や体操の助言などを行った。 【実施回数】137回/年	一般介護予防は女性参加者が多いため、男性も参加しやすいように、介護予防教室において男性参加者が多く参加している教室の写真を、教室周知媒体に使用した。
			117	生きがい活動事業の充実(アクティブチケット交付事業)	次の交付対象者からの申請に基づき、市内にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。 ①さいたま市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方 ②シルバーポイント事業のポイント交換者 ③一般介護予防事業に参加した65歳以上の方 【数値目標】 「アクティブチケット新規交付者数」 4,830人 (平成29年度末) →5,100人 (令和2年度)	交付対象者にアクティブチケットの交付をした。 アクティブチケット新規交付者数 2,266人	男女関係なく事業を利用できるように、様々な広告媒体を通じて事業を広く周知した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
50	◎	R1	A	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、事業実施をしなかった。代替的に実施したものでは、事業目的の達成には不十分であるため。	モデル地区推進事業による福祉のまちづくりをより地域に広げるために、地域の方々の参加が必要である。	実施校と連携して、PTA、地区社会福祉協議会に対し事業の周知を引き続き行っていく。	福祉総務課
	—	R2	E				
	—	R3	E				
		R1	B	バリアフリー基本構想に基づき、各施設のバリアフリー化の進捗を確認した。	・当事者・利用者視点での目標・評価手法の検討 ・「心のバリアフリー」に向けた取組を強化し、ハード・ソフトが一体となったバリアフリー化の推進	令和3年度に改定したバリアフリー基本構想に基づき、各事業の実施計画である特定事業計画をとりまとめ、バリアフリー化の推進に取り組む。	交通政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	ひとり親世帯・DV被害世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、男女同等に住まいに関する情報や必要に応じた相談窓口、各種福祉的な支援策等を案内することで、賃貸住宅への入居を支援した。また不動産団体との協定締結等により、賃貸人への入居促進に向けた啓発を行うことができた。	住宅確保要配慮者が性別に関係なく円滑に賃貸住宅へ入居できるように、引き続き、セーフティネット住宅登録数の増加や不動産団体等との連携強化を図っていく必要がある。	引き続き、さいたま市居住支援協議会を通じて、不動産団体、居住支援団体等との連携を強化し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を推進していくと同時に、協議会の活動を通じて、要配慮者の民間賃貸住宅への入居等に関する施策を広報していくことで、男女が等しく必要な支援を受けられるよう努めていく。	住宅政策課
		R2	A				
		R3	A				
51	◎	R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、リハビリテーション専門職の派遣機会が減少し、計画数の実施ができなかった。	引き続き介護予防教室や住民主体の通いの場の男性参加者を増やしていく必要がある。	介護予防教室や住民主体の通いの場に男性参加者が多く参加している事例を発掘し、取組の共有に努めていく。	いきいき長寿推進課
	△	R2	E				
		R3	E				
52	◎	R1	A	新型コロナウイルス感染症の影響で、外出意欲が損なわれたため、アクティブチケットの新規交付者数が目標に達しなかった。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	高齢福祉課
	△	R2	E				
		R3	E				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	② 高齢者、障害者の社会参加の促進	118	生きがい活動事業の充実	高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的として、介護予防普及啓発事業と連携して、「生きがい健康づくり教室」・「ますます元気教室」を公民館で実施します。	介護普及啓発事業と連携して、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりなどを目的とした「生きがい健康づくり教室」と、高齢者が自立した生活機能を維持し要介護状態等になることをできる限り防止することを目的とした「ますます元気教室」を公民館において実施した。	男女それぞれが参加しやすいように企画した。
		119	シルバーバンクの充実	高齢者を対象としたボランティア人材バンクで、ボランティア活動を望む市民と人材を求めている施設や団体とのコーディネートを行います。また、活動を始める方向けの研修会を開催します。 【数値目標】 「マッチング成功数」 875件（平成29年度） →835件（令和5年度）	セカンドライフ支援センターで引き続きボランティアマッチングを行った。ボランティアセミナーを開催した。 マッチング成功数 123件 ※シルバーバンク事業は令和元年度に廃止した。セカンドライフ支援事業に統合し、登録要件等を変更したうえで、引き続きボランティアマッチングを行っている。	男女関係なくボランティアに参加できるように、様々な広告媒体を通じて事業を広く周知した。
		120	シルバー人材センターの充実	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する「（公社）さいたま市シルバー人材センター」の充実に向けた支援を行います。 【数値目標】 「シルバー人材センター会員数」 5,086人（平成29年度末） →5,500人（令和4年度）	シルバー人材センター運営に係る補助金の交付、入会説明会やシルバー人材センター主催講座の会場確保などの支援を行った。 シルバー人材センター会員数 4,914人	女性会員を増やすために、女性向け入会説明会の開催を支援した。
		121	中・高年者の就職支援の実施	中高年齢求職者を対象に、スキルアップに資する講座と就業体験等を組み合わせた実践的な就労支援を実施します。	・就業体験付きスキルアップ業務 中高年齢求職者対象2コース（マンション管理員検定チャレンジ講座、保育アシスタント講座） 受講者数：20人 就職者数：18人	・男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方のイラストを使用した。
		122	障害福祉サービス事業所などの充実	在宅及び特別支援学校卒業後等の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を行います。 【数値目標】 「障害福祉サービス事業所等（生活介護）の整備人数」 1,422人（平成29年度末） →150人増 （平成30年度～令和2年度累計）	在宅及び特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、障害福祉サービス事業所等の整備を進めた。 【実績】 令和3年度：164人増	男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、設計段階から、現場で利用者を支援する職員の意見を男女双方から取り入れた。
		123	障害者の就職相談の充実	障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、企業内実習やジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。	就労している又は就労準備性の整った障害のある方を対象に、ジョブコーチによる職場定着支援又は企業内実習を実施した。 職場定着支援：260人、140社 企業内実習：45人	男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	介護普及啓発事業と連携し、「生きがい健康づくり教室」と「ますます元気教室」を公民館において実施したため。	講座内容等について、より充実した内容となるよう検討する。	今後も介護予防普及啓発事業と連携して、内容の充実を図り実施する。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
53	○	R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、ボランティアの受け入れを中止する施設が多く、マッチング件数が目標に達しなかった。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	多くの市民に利用してもらえるよう、引き続き広く周知をしていく。	高齢福祉課
	△	R2	E				
	△	R3	E				
54	○	R1	B	会員数は減少しているものの、概ね目標値を達成した。	依然として男性会員が多いため、女性会員の新規入会を支援する。	依然として男性会員が多いため、女性会員の新規入会を支援する。	高齢福祉課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
		R1	B	・男性女性双方で参加者が多かったため。	・テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。	・多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実を努める。	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
55	◎	R1	A	国庫補助金を活用して障害福祉サービス事業所等を整備する際には、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、職員の意見を取り入れるとともに、特別支援学校に通う生徒の保護者の方の意見も取り入れることで、ニーズに即した整備を進めた。	同性介助が基本となっているため、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように、現場で利用者を支援する職員の男女の比率も重要である。	国庫補助金を活用して障害福祉サービス事業所等を整備する際には、現場で利用者を支援する職員の男女比率についても計画法人に聞き、男女の区別なく利用者が十分な支援を受けられるように配慮する。	障害政策課
	◎	R2	A				
		R3	A				
		R1	B	コロナ禍の影響で、企業訪問数、企業実習数がともに減ったが、必要に応じて電話対応やセンター面談等、職場定着支援を実施したため。	男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努める必要がある。	引き続き、男女の区別なく対象者が十分な支援を受けられるよう、特性に合わせ、相談を受けやすい環境づくりに努める。	障害者総合支援センター
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	③ 性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援	4 Iに 再掲	性的多様性への理解の促進	自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「第1回パートナーシップさいたまフェスタ」(オンライン開催)において、「LGBTQと医療～誰もが必要な医療にアクセスできる社会を目指して～」をテーマに基調講演を実施した。 市民企画講座「にじいシネマ特別上映／トークショー」をオンライン開催した。 性の多様性への理解の促進をテーマとするオンライン出前講座を4回実施した。 九都県市LGBT配慮促進検討会において作成した、性的少数者への配慮促進メッセージ「あなたはあなたのままでいい～Just the Way You Are～」を活用し、12月に1か月間、メッセージを入れた職員名札を着用するよう周知を図った。 「多様な性を知る講座」と題し、当事者、専門家(各1名)の講師による市民向けオンライン講義を2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、継続的に講座等を実施するため、オンラインで開催した。 性の多様性について、より多くの市民、事業者、職員に関心を持ってもらえるよう、主催講座以外にも、教育委員会や団体とも、連携して講座等を開催した。 職員の性的少数者への理解が促進されるよう、性的少数者への配慮促進メッセージを入れた職員名札を着用するよう職員用情報システムで全庁的に周知を図った。
		124	性的少数者出前講座の実施	男女共同参画推進センターにおいて、事業所等を対象に性的少数者（LGBT等）への差別や偏見をなくし、性の多様性に関する理解を促進するため、出前講座を実施します。	性の多様性に関する講座を4回実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 埼玉県立大学看護学部学生 参加人数:68名 理解度:100% ② 総合教育相談室(市内小・中学校教員) 参加人数:33名 理解度:96.9% ③ 大宮八幡中学校生徒 参加人数:376名 理解度:90.9% ④ 緑区学校事務職員会 参加人数:30名 理解度:95.8% 	出前講座実施に際しては、より効果的な講座となるよう、受講者のニーズに沿った内容とした。
		125	レインボーリボンの作成・配布	性的少数者（LGBT等）への理解を示すレインボーカラーを活用した啓発品を作成し、講座やイベント等で配布します。	<ul style="list-style-type: none"> 九都県市LGBT配慮促進検討会において作成した、性的少数者への配慮促進メッセージ「あなたはあなたのままでいい～Just the Way You Are～」を活用し、イベントのでの啓発を実施するとともに、12月1か月間、メッセージを入れた職員名札を着用し、周知を図った。 	当課で作成する男女共同参画クイズ動画に、性的少数者への配慮促進メッセージを含め、性的少数者への理解促進のための設問を設け、イベントでの啓発を行った。
		126	性的少数者への支援	性的少数者（LGBT等）である当事者への支援として、（仮称）パートナーシップ宣誓制度を創設し、周知します。	さいたま市パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓書の受付、審査、受領証の発行を行った。制度について市ホームページに掲載するほか、職員研修や市民・事業者向けの講座で制度の周知を行った。	制度についての職員向けの研修や市民・事業者向けのイベントや講座で周知を行った。また、宣誓者に対し、制度に関するアンケートを実施した。
		127	職員への啓発	性的少数者（LGBT等）に対する理解を促進するため、職員への研修や職員用対応ガイドラインを周知します。	職員用情報システムに「性的少数者への配慮した対応ガイドライン」のデータを保存し、常時閲覧できるようにするとともに、性の多様性に関する内容を掲載した「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」をeラーニング研修の資料として使用した。また、職員研修の講義の中で性の多様性に関する内容を盛り込んだ。	性の多様性に関する内容を掲載した「さいたま市職員の男女共同参画ハンドブック」をeラーニング研修の資料として使い、全職員が受講できるようにした。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	A	性の多様性への理解の促進をテーマするオンライン出前講座では、理解度(平均値)が95.9%と、高い値であった。	様々な年齢、立場の方が、性の多様性への理解を深めることが出来るよう、多様な手法による継続的な取組を実施するとともに、取組内容について発信していく。	全ての人が生きやすい社会を実現するため、今後も講座や研修をはじめ、多様な手法による取組を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
	/	R1	A	性の多様性に関する講座を4回実施し、性の多様性への理解促進を図ることができた。また、講座の理解度も平均95.9%と高かった。	今後も出前講座を通じ、多くの方に性の多様性への理解促進を図るため、オンラインを活用した出前講座を実施していく。	継続的な啓発活動を行い、性の多様性に関する理解の促進を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				
	/	R1	B	職員名札の着用やイベントでの啓発等、年代や性別に関わらず、様々な人を対象に性的少数者や性の多様性の理解を促進する取組を実施したため。	性的少数者や性の多様性の理解が十分に浸透していない状況にある。	今後も引き続き、イベント等で性的少数者・性の多様性の理解の促進に向けた取組を行う。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	A	パートナーシップ宣誓制度について、本市職員、市民・事業者などに対し、研修やイベント、講座等で広く周知に努めたため、自己評価を「A」とした。	パートナーシップ宣誓制度の周知と併せ、性の多様性について理解が促進されるよう、継続的に啓発を行う必要がある。	今年度実施したアンケートの結果を踏まえ、制度の拡充等について検討する。また、性の多様性の理解が促進され、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、引き続き、市民や職員に対し、講座・研修等で啓発を実施する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
	/	R1	B	職員研修の受講後のアンケートで講義の内容について「よく理解できた、概ね理解できた」とした人の割合が99.0%と高い数値となったことから、自己評価を「A」とした。	職員研修については、集合形式での実施が困難であったため、講義を音声で聞ける形式(音声入りのパワーポイント資料)で実施した。資料を所属内で供覧するよう依頼したが、データの容量が大きく、電子データでの供覧ができないという意見もあった。	引き続き、職員用情報システム等で研修内容およびガイドラインを全職員に周知する。より多くの職員が継続的に性的少数者に対する理解を深められるよう、職員向けの研修の実施方法等について検討する。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	④ 外国人のための生活支援策の充実	128	外国人のための生活情報の提供	市報への英文記事掲載、生活便利帳の配布、（公社）さいたま観光国際協会による多言語生活情報誌「ぶらら」の発行など、日常生活に役立つ情報の提供・周知を行います。	毎月市報への英文及びやさしい日本語での記事掲載、外国人がさいたま市へ転入時に日常生活の利便性を高めるため、さいたま市生活便利帳を配布。（公社）さいたま観光国際協会による多言語生活情報誌「ぶらら」を5回発行。	チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		129	通訳・翻訳ボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。	通訳・翻訳ボランティア登録者及び実績登録者数： 657人（21言語延べ792人）	HPなどで登録制度を周知する際、男女双方が映った写真を使用するなど配慮している。
		130	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスをを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語。）	大宮区くらし応援室において毎週月曜日～木曜日の9時～12時に外国人談を実施。 月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語。 令和3年度実績は61件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		131	外国人のための生活相談	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	国際交流センター内にてサロンスタッフ（市民ボランティア）による外国人市民に対する簡易生活相談を実施。また、英語、中国語、韓国・朝鮮語のネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施。 簡易生活相談 112件、多言語生活相談（英語12件、中国語9件、韓国・朝鮮語3件	外国人相談員は男性1名・女性2名おり、男女どちらでも相談しやすいよう配慮している。
		132	日本語学習の支援	外国人市民のための日本語教室を開催します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	外国人市民のための日本語教室（にほんごのへや）を新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンライン等で一部開催。 学習者数 延べ1,121人	HPなどで周知する際、男女双方の写真を使用するよう配慮している。
		133	日本語学習の支援	外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	公民館において、外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行った。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供した。	男女それぞれが参加しやすいよう配慮した。
		134	外国人留学生への支援	さいたま市に対する理解を深めるため、留学生などの外国人市民に向けた書道などの日本文化体験を通じて、地域住民との交流の機会を提供します。※「（公社）さいたま観光国際協会」実施事業	書道や茶道等の日本文化体験を通して、市民とさいたまに来て間もない外国人市民との交流を図る「はじめましての会」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシに男女双方が映った写真を使用するよう配慮している。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	外国人の全転入者に各区役所等でさいたま市生活便利帳を配布した。	情報誌・冊子等の効果的な周知が課題である。	男女性別に関わらず、外国人にとって、より有益で必要とする情報を把握することが必要である。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	在住外国人と市民とのコミュニケーション向上を図るため、通訳ボランティアを募り、国際交流の推進に協力を得た。	登録制度の効果的な周知や、登録者の高齢化対策が課題である。	ボランティアの通訳・翻訳能力が自己申告制のため、今後客観的に能力を確認できるような仕組みを構築する必要がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	相談予定について毎月市報に掲載し、計画通りに実施した。	市内在住外国人のニーズに合わせて、対応言語の検討を要する。	対応言語以外の相談があった場合に備え、国際交流センターと連携する。また、外国人総合相談センター埼玉をご案内できるよう、情報共有を行う。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	B	男女問わず、相談者の利用がある。	相談窓口の効果的な周知が課題である。	利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課とさいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染防止策を講じてオンライン等で一部開催したため。	受講希望者が増加傾向にあり会場のキャパや対応するボランティアの確保に課題がある。またボランティアの高齢化も課題である。教室が実施されていない区もあるため、ニーズを踏まえた新規教室の実施を検討する必要がある。	事業を展開するための施設・会場の確保を進める。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	公民館において、外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行い、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供したため。	今後もニーズに応じて会場の提供などを行う。	今後もニーズに応じて会場の提供などを行う。	生涯学習総合センター
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため。	イベントの効果的な周知方法が課題である。	引き続き市民と留学生の交流を促進する。	観光国際課
		R2	E				
		R3	E				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3 性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	①性に関する正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実	135	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）をテーマとした講座・講演会を開催します。	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関するテーマを扱うオンライン講座を開催し、学習する機会を提供した。 ・主催講座「私の身体は私のもので講座」 配信期間：12月1日～12月10日 申込者数：40人 受講者の満足度：100%	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインで、テーマに沿った講座を実施した。
		136	性に関する教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、啓発教材の貸出しを行います。	性に関する教育を実施するための啓発教材について、学校へ情報提供した。	啓発教材（ビデオ等）の貸出しについて、養護教諭や保健主事の研修会及び、課発行の冊子において周知した。
		137	HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に適切な意思決定や行動選択ができるよう、HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	HIV/エイズに関する啓発品を作成し、市民へ配布した。	男性女性双方の職員が事業を担当し、男女双方が想定された表現で啓発品の作成を実施した。
		138	HIV/エイズ・性感染症の健康教育の推進	養護教諭などが行うHIV/エイズ・性感染症に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	HIV・性感染症の検査・相談や電話相談で、性に関する相談や性感染症予防のための教育的関わりに努めた。	男性女性双方の職員が事業を担当し、業務を実施した。
		139	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立小・中・中等教育・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができますようにします。 【数値目標】 「市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数」 61校（平成24年度末） →62校（令和5年度）	市立小・中・中等教育・高等学校において、新型コロナウイルスの感染状況に応じて資料配布にする等、実施方法を工夫して実施した。 ※実施方法の変更については、文部科学省に確認済み。	児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることで、生涯にわたる健康づくりが行えるよう、事業を実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	○	R1	A	講座後のアンケートにおいて、満足度が100%となったことから、自己評価を「A」とした。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考える契機となっている講座を継続して実施していく必要がある。	テーマに沿った講座を開催し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
	○	R1	B	啓発教材の貸出希望は受けなかったが、貸出について、養護教諭や保健主事の研修会及び、課発行の冊子において周知したため、自己評価を「B」とした。	性に関する教育をさらに充実させるために、男女共同参画の視点も踏まえて取り組んでいく必要がある。	養護教諭や保健主事の研修会において、男女共同参画についての理解が深められ、学校における性に関する教育がさらに充実した取組となるよう周知していく。	健康教育課
		R2	B				
		R3	B				
	○	R1	A	男女に関係なく、誰にでもわかりやすい表現を心掛け、啓発品の作成ができた。	今年度は、職員のみで啓発グッズの作成を行った。今後は、市内大学等と協働し啓発品の作成や配布場所の検討を行いたいと考えており、その際は男性女性双方の意見が取り入れられるよう、工夫が必要である。	学生と協働し啓発品等の作成をする際は、男性女性双方の意見が取り入れられるよう配慮する。	疾病予防対策課
		R2	A				
		R3	A				
	○	R1	A	HIV・性感染症の検査・相談事業では、性の多様性も考慮した事業の実施をする事ができた。	若い世代に対する健康教育が必要と思われる、引き続き媒体の提供や健康教育の実施ができるよう、情報収集・情報発信が必要である。	ホームページの活用や、エイズ対策協議会、養護教諭の研究会を通し、提供可能な資料について、内容の詳細を具体的に説明し、資料の引用を引き続き促していく。	疾病予防対策課
		R2	A				
		R3	A				
56	○	R1	B	対面での薬物乱用防止教室を全校実施することはできなかったが、資料配布等に実施方法を変え全校実施することができたため、自己評価を「B」とした。	薬物乱用防止教室をさらに充実させるために、男女共同参画の視点も踏まえて取り組んでいく必要がある。	保健主事研修会等において、男女共同参画についての理解が深められ、学校における薬物乱用防止教室に関する教育がさらに充実した取組となるよう周知していく。	健康教育課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	②妊娠・出産・育児等に関する健康支援	140	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担します。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	妊婦健康診査に係る経費の一部を公費負担し、妊娠した方の経済的負担を軽減した。 乳幼児(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)の健康診査及び1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を行うとともに、乳幼児健康診査後の保健指導や未受診のフォローを行った。	乳幼児健康診査の案内では、固定的な性別役割分担に陥らないよう、女の子・男の子の両方のイラストを使用した。広報での啓発や受診勧奨ハガキにて受診率の向上に努めた。
		141	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	地域周産期母子医療センター(産科病棟、NICU、GCU、外来等)と小児病棟のワンフロア化による機能連携強化を図り、高度で専門的な医療を提供した。	地域の医療機関と連携しながら、母体搬送や新生児搬送の受け入れを行い、妊娠期から新生児へと一貫した地域周産期母子医療センターとしての高度な医療を提供した。
		142	不妊治療支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談(面接)や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、特定不妊治療費の一部助成を行います。	特定不妊治療費や早期不妊検査費、不育症検査費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図った。 ・特定不妊治療費助成件数 3,629件 ・早期不妊検査費助成件数 630件 ・不育症検査費助成件数 147件 ・不妊専門相談 12回 28人 ・不妊不育の電話相談 143回 307人	性別にかかわらず、相談対応を行い、適切な情報の周知・提供に努めた。
		79 IVに 再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【数値目標】 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100% (平成29年度末) →100% (令和5年度)	23回開催し、延べ30人参加した。子どもとの生活の中で、うまくいかないことを振り返ったり、母親自身の親世代も含めた家族全体の話も含めて、参加者全員が自分の気持ちを話すことができた。また、話すことで母子関係を見つめなおす機会になっている。 「自分の気持ちを話せる母親の割合」 100%	子どもとの関係だけではなく、夫婦関係の話を共有し、対等な関係性を意識できるように配慮した。
		143	乳がん・子宮がん等の検診の実施	①乳がん検診(40歳以上の女性で前年度未受診者) ②子宮がん検診(20歳以上の女性(40歳以上は前年度未受診者))などの各種検診を実施します。 【数値目標】 「がん検診の平均受診率」 乳がん検診 24.4%、子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9% (平成29年度) →がん検診の平均受診率 40% (令和5年度)	市内の医療機関で、乳がん検診や子宮がん検診などの各種検診を実施した。 検診結果が「要精密検査」だった方のうち、一定期間経過後も受診状況が確認できない方に対し、アンケートの送付や電話による未受診フォローを行った。 「がん検診の平均受診率」 乳がん検診 18.9%、子宮頸がん検診 26.1% 平均受診率 23.6% (令和3年度) ※令和3年度より受診率の算出方法を変更しているが、目標値に対応して旧算出方法で算出。	がんの中でも乳がんは女性がかかるがんの中で一番多いため、個別の受診勧奨・再勧奨を実施したほか、SNSなども活用しながら受診啓発に取り組んだ。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	健診の案内や受診勧奨ハガキなどのイラストに配慮した。育児情報は保護者の性別を問わず、取り組めるような情報提供を行った。	各健康診査の受診率を維持する必要がある。	広報での啓発や受診勧奨ハガキにて健診の周知を行う。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	様々な職種で構成したスタッフの協働により、体制の充実を図ることができた。	多職種からなるスタッフの協働をより充実し、周産期センターとしての機能を強化する。	今後も現在の体制を維持するために、医師、看護師、助産師の確保に努める。	市立病院 病院総務課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	不妊の原因にかかわらず、夫婦に対して治療費を助成した。夫婦に対して相談対応し、適切な情報を提供できた。	引き続き、不妊専門相談など、相談先に関する情報の周知を行い、男女ともに関わる内容であることを伝える必要がある。	広報等を利用し、不妊専門相談の周知を行う。	地域保健支援課
		R2	B				
		R3	B				
34	○	R1	B	安心して自分の気持ちや考えを表現できるように配慮することにより、様々な気持ちや考えを話し合うことができた、また、他者の具体的な話を聞きながら、自分自身の振り返りにつながっていくことが多くあった。	夫婦関係を含め、対等な関係をどのようになれるのかについて具体的な方法の検討が不十分だった。	夫婦関係を話す中で、役割分担意識にも視点を向けて話をしていく。	地域保健支援課
	◎	R2	B				
	◎	R3	B				
57	△	R1	B	乳がん検診や子宮がん検診などを実施することにより、市民の健康保持・増進に寄与することができた。	乳がん検診・子宮がん検診の受診率は令和2年度と比べると向上したものの、引き続き目標値に向けて伸ばしていく必要がある。	乳がん検診・子宮がん検診は女性の方のみを対象とした検診であるため、とくに女性の方に検診の大切さが伝わるような勧奨方法を検討し、受診率の向上を図っていく。	地域保健支援課
	△	R2	B				
	△	R3	B				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
3性に関する理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり	③からだと心に関する相談等の充実	144	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、第4火曜日に心の健康相談を実施した。 相談件数28件	女性の精神医を配置し、相談しやすい環境を整えた。
		145	精神保健福祉に関する講演会	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、講演会を実施します。 【数値目標】 「参加者のアンケートによる満足度」 80%（平成29年度末） →80%（令和5年度）	精神保健福祉に関する普及・啓発活動の一環として、一般市民を対象に講演会を実施した（YouTubeによる配信）。こころの健康セミナーとして「若者のメンタルヘルス～新たな生活様式の中で」と題し、100名が申込。アンケートでは、88%が満足との回答であった。自殺対策として「働く世代のメンタルヘルス～コロナ禍の影響を踏まえて」と題した講演では、141名の申込があり、アンケートでは、98%が満足と回答した。	新型コロナウイルス感染症の影響は、性別や世代にとらわれず生じているものである。講演内容は、当事者はもちろん、その家族や支援者なども意識し、幅広い方に視聴してもらったことを意識した。
		146	子どもの精神保健相談室	小学校高学年から中学生とその家族を対象に、子どもの心に関する精神保健相談を実施します。また、相談員等の知識・技術の向上を目的とした支援者研修を実施します。 【数値目標】 「支援者研修参加者のアンケートによる理解度」 現状値なし（平成29年度末） →80%（令和5年度）	関係機関支援者・教育関係者を対象とした「児童・思春期精神保健福祉基礎研修」を実施した。アンケートによる理解度は97.5%であった。	DVの講義において、男女平等意識の観点から、男性の被害者の視点も取り入れ講義を行った。
		147	性感染症に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症※に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	市民からの性感染症に関する相談に対応し、適切な情報提供を行った。新型コロナウイルス感染症への感染予防策を講じた上で、可能な限り検査・相談の体制を整えた。	男女ともに検査を受けやすい検査会場にするため、男女双方の視点から資料や会場内の配置等に配慮した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施した。	心の悩みをケアすることで、生涯にわたり健康的な生活が営めるようにする必要がある。	悩みを持った女性が利用できるよう周知していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
58	○	R1	B	講演会実施後のアンケートにおいて、満足度がいずれも80%を超えたため。	今後も共同参画の視点を取り入れ事業を実施していく必要がある。	市民のニーズを捉え企画運営していく中で、引き続き、男女が対等に意見を出したり、人権を尊重するなど男女共同参画推進の視点にも注意し事業を実施していく。	こころの健康センター
	—	R2	—				
	○	R3	B				
59	◎	R1	A	研修後のアンケートの理解度が97.5%であったことから、思春期の精神保健福祉の知識・技術の向上とともに男女平等意識の観点の理解を広げる機会になったと考えられる。	目標値は達成したが、この理解度を維持するために、アンケート結果などから講義内容をより分かりやすくするとともに、講義内容に人権尊重、男女平等意識を啓発する視点をより取り入れていく必要がある。	DVの講義や一の講義において、人権尊重の視点を組み込み、研修を実施する。	こころの健康センター
	◎	R2	A				
	◎	R3	A				
		R1	A	男女ともに検査を受けやすい環境を整えることができた。	男女共に、ハイリスク層への情報提供が必要である。	引き続き、男性女性双方にとって参加しやすい環境づくりに努め、市民周知を図り、ハイリスク層も含めた検査・相談件数の増加に努める。	疾病予防対策課
		R2	A				
		R3	A				

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
4 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進	① 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進	148	自主防災活動の推進	<p>地域における自主防災組織の結成を促進します。</p> <p>【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 91.8%（平成29年度末） →97%（令和元年度）</p>	<p>自主防災組織連絡協議会内の各選出先へ結成促進の依頼文を送付する際に、女性の積極的な登用を配慮するよう申し添えている。</p> <p>【数値目標】 「自主防災組織の結成率」 目標 97%(達成期限:令和元年度末) 実績 令和3年度 92.3%</p>	<p>依頼時に女性の登用に配慮するよう申し添えることで、継続的な登用率の向上に努めている。</p>
		149	女性消防団員の入団促進	<p>消防団員の確保及び屋間消防力低下対策の一環として、女性消防団員の入団を促進します。</p> <p>【数値目標】 「女性消防団員数」 74人（平成30年4月1日現在） →140人（令和5年度）</p>	<p>消防団員確保の対応策の一つとし、女性消防団員の積極的な登用を推進しており、消防団PR動画、ポスター等で女性消防団員の存在を、広く市民にアピールし、認知度向上に取り組んだ。</p> <p>H25.4.1 女性消防団員 58名 H26.4.1 女性消防団員 60名 H27.4.1 女性消防団員 63名 H28.4.1 女性消防団員 65名 H29.4.1 女性消防団員 64名 H30.4.1 女性消防団員 74名 H31.4.1 女性消防団員 72名 R 2.4.1 女性消防団員 80名 R 3.4.1 女性消防団員 85名 R 4.4.1 女性消防団員 90名</p>	<p>女性消防団員の認知度向上を図るため、情報発信力のある著名人をリーフレットのモデルとして起用した。</p>
		150	避難所運営における男女共同参画の推進	<p>避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。</p>	<p>男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に関する所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領の記載について、内容を見直すとともに、避難所担当職員に対し配付・活用し、周知を行った。</p>	<p>避難所担当職員へのマニュアル等の配布にあたっては、説明用のスライド(音声入り)を添付し、分かりやすい説明となるよう努めた。</p>
		151	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	<p>自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。</p>	<p>自主防災組織連絡協議会内の各選出先に依頼する際に、依頼文中に女性の積極的な登用を配慮するよう申し添えている。</p>	<p>依頼時に女性の登用に配慮するよう申し添えることで、継続的な登用率の向上に努めている。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
60	○	R1	B	各方面に推薦を募ったことにより周知をはかることはできた。	加入者は男性が多く、女性が少ない。	今後も女性の参加について、特段の配慮をしてもらうよう依頼する。	防災課
		R2	B				
		R3	B				
61	○	R1	B	昨年から女性消防団員の人数を5名増員することができたため。	現場での女性消防団員の地位と取り組みについて、消防団活躍推進室として、今後もより一層の活動が必要だと考察する。	消防団員は全国的にも団員数が減少傾向にある。様々な広報活動を展開しているが、消防団員の認知度が低く首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧される中、地域防災の中核を担う消防団員の必要性を強くアピールすると同時に、女性消防団員の活動を含めた広報を展開し、認知度向上を図る。	消防団活躍推進室
	△	R2	C				
	△	R3	C				
		R1	B	男女のニーズの違いに関するマニュアル等の記載を増やすとともに、性的マイノリティに対する配慮についても記述も増やすことで、避難所での対応が図られるよう取り組んだ。	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、避難所運営委員会の活動を縮小せざるを得なくなるなど、地域住民への周知の機会を確保することが困難であった。	避難所運営マニュアルを適宜改定し、各避難所に配置するとともに、避難所担当職員に男女の違いへの配慮の必要性について、繰り返し説明を重ねることにより、避難所運営委員会への周知徹底を図っていく。また、HP等でのマニュアル等の市民に周知についてもより積極的に行っていく。	防災課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	女性役員の人数の増加はなかったが、各方面に推薦を募ったことにより周知を図ることはできた。	組織自体に男性が多く、女性が少ない。	今後も女性の登用について、特段の配慮をもらうよう依頼する。	防災課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	152	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを実施します。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力防止セミナー(埼玉県男女共同参画推進センターと共催)の実施 テーマ:デジタル性被害 いま起きていることを知る 配信期間:7月28日~8月6日 受講者数:246名 ・DV防止セミナーの実施 テーマ:モラ夫バスター・現場からの報告 配信期間:11月1日~11月30日 受講者数:217名 ・若年層におけるデートDVの防止及び啓発のため、埼玉大学学生を対象に出前講座を実施した。 デートDV防止出前講座(オンライン動画配信) 埼玉大学 日程:9月1日~10月24日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,427人 満足度:97% 理解度:98% 	埼玉大学と連携し、実施している出前講座については、若年層に対する啓発を確実にするため、昨年度に引き続き全学生を対象として、オンラインにより実施した。
		153	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センターにおいて、女性に対する暴力に関する資料や情報の提供を行った。 ・女性の悩み電話相談を通じて、相談者に対し必要な情報を提供した。 	資料の収集・提供に際して、課題解決に資する資料を所内で検討、選定した。 ・女性の悩み電話相談での案内で、男女共同参画推進センターで実施している「傷ついたら心のケア講座」の受講へ繋がった。
		154	若年層(生徒)における未然防止(デートDV防止)啓発の推進	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②デートDV防止出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止出前講座(オンライン動画配信) 埼玉大学 日程:9月1日~10月24日 対象:埼玉大学学生 参加人数:1,427人 ・市内市立高等学校3年生を対象に相談窓口案内チラシを配布した。 	出前講座の開催にあたっては、より効果的に講座となるよう、相手方の要望に合わせた講師選定及び内容とした。
		155	若年層における未然防止啓発の推進	デートDVの防止のため、学校と連携して、教職員や生徒を対象とした研修・啓発活動を行います。 ①デートDVの防止・啓発 ②教職員を対象とするデートDV防止研修会の実施 【数値目標】 「中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数」 中学校2校、高等学校4校(平成29年度) →中学校16校、高等学校4校(令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> ①各種人権教育研修会において、デートDVの発生状況の周知とデートDV研修会への参加を促した。 また、デートDV防止啓発リーフレットを市立中・高等学校の第2学年の全生徒向けに作成し、各学校へ配布した。 ・デートDV防止啓発リーフレット …15,000部 ②高等学校の養護教諭、希望する中学校の教職員を対象としたデートDV防止研修会を開催し、有識者による講演や関係課から、情報提供を受けた。 ・デートDV防止研修会⇒動画視聴 開催日:令和3年6月21日(月)~7月2日(金) 場 所:教育研究所⇒動画視聴に変更 参加校数:小学校27校、中学校17校、高等学校3校、特別支援学校2校 	新型コロナウイルスの感染拡大により、動画視聴研修と変更して実施した。結果的に男女問わず、教職員へ幅広く視聴を促すことができたと考えられる。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
	/	R1	B	出前講座の受講人数・満足度・理解度ともに、昨年度より増加した。	デートDV防止をテーマとした出前講座については、引き続き若年層を対象に継続的に実施していく必要がある。	引き続き、オンラインによる主催講座及び出前講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
	/	R1	B	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行ったため、「B」評価とした。	男女共同参画推進センター等において、女性に対する暴力防止についての図書、映像、行政資料などの情報資料を収集し、貸出し・閲覧を行うこと等により、女性に対する暴力防止の意識を啓発する。	今後も関連する各種資料を収集・提供し、女性の悩み電話相談の相談者に対し、適切な情報を提供していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
	/	R1	B	DV及びデートDの予防のため、学校等関係機関と連携して、若年層を対象とした啓発活動を行った。	デートDV防止をテーマとした出前講座については、引き続き若年層を対象に継続的に実施していく必要がある。	引き続き、オンライン手法を活用しながら、若年層に向けてのデートDV防止に関する出前講座を実施していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
62	○	R1	B	デートDV防止啓発リーフレットについては、予定通り作成・配布し、活用を促進した。デートDV防止研修会は、動画視聴にすることで、幅広く教職員に受講を促すことができた。	動画視聴にしたことで、質疑応答の時間等がとれないため、実践的な研修にすることが難しい。	動画視聴による研修により、男女問わず幅広く教職員に研修を受講できる機会を設けることができたので、今後も動画視聴研修を中心に行っていく。動画視聴後、質問等を受け、後日回答する形を検討したい。	人権教育推進室
		R2	B				
		R3	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
①女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	②セクシュアル・ハラスメント等防止に対する理解と対策の充実	156	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画推進センターにおいて、セクシュアル・ハラスメント等防止に関する各種資料を含む、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行った。 ・男女共同参画推進センター 図書2,501冊、情報誌3誌、ビデオ118作品、貸出点数111点	セクシュアル・ハラスメント等防止を含め、男女共同参画の課題解決に資する資料をセンター内で検討、選定し、情報提供を行った。また、情報・資料コーナーにはビデオ視聴スペースを設置している。
		157	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でハラスメントについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）また、職場のハラスメントや女性活躍・ハラスメント規制法について周知・啓発を図った。
		158	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	・市内在住及び市内事業所に従事する勤労者を対象に「働く人の支援講座」を開催し、講座の中でハラスメントについて扱い、周知・啓発を図った。 テーマ：「働くに当たり知っておきたい労働法」（全5回） 受講者数：延べ60名 アンケート結果：92%が満足と回答 ・働く人の支援ガイド2022を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部	・働く人の支援講座について、男女ともに参加できることが伝わるよう、チラシには男性女性双方が映る写真を使用した。 ・働く人の支援ガイドについて、固定的な性別役割分担意識の表現のないよう配慮した。（例 育児・介護休業制度に関するページに女性のイラストのみを使用しない、育児休業は男女ともに取得可能である旨明記する等）また、職場のハラスメントや女性活躍・ハラスメント規制法について周知・啓発を図った。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	B	講座のテーマに関する理解を深めるため、関連する図書をリスト化し、講座等受講者へ配布したことにより、講座受講後の資料貸出利用に繋がった。	情報資料をより多くの人に利用してもらうため、効果的に周知していく必要がある。	図書や関係機関の各種資料を収集し、一層の充実を図るとともに、講座等にて引き続き周知する。また、コロナ収束後にはビデオ視聴スペースや作業スペースの利用を促進する。様々なハラスメントについて、講座等でも取り上げる。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実にも努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	<ul style="list-style-type: none"> ・男性女性双方で参加者が多くあったため。 ・働く人の支援ガイドについては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止に関する周知・啓発を図ることができたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、テーマにより定員に満たない講座が生じる場合がある。 ・働く人の支援ガイドについては、より分かりやすいものとなるよう内容・レイアウト等を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人の支援講座については、多くの市民に参加いただけるよう、効果的な周知及び内容の充実にも努める。 ・働く人の支援ガイドについては、時事的な新しい情報を盛り込み、広く分かりやすい内容を心がける。 	労働政策課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	③ 行政・事業者・団体による取組の促進	159	学校現場等における防止体制	<p>市立学校において、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。</p> <p>【数値目標】 ①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全167校 ②0件（平成29年度） →①市立全168校 ②0件（令和5年度）</p>	<p>市内全168校において、事例研修のテキストを用い、セクシュアル・ハラスメントを含む、ハラスメント防止に関する校内研修を実施した。また、校内組織に各校が倫理確立委員会を位置づけ、年平均3回程度実施し、問題が生じた場合においても適切な措置が行える体制を整えた。</p> <p>・市内全168校で校内研修を実施。 ・未解決件数は0件</p>	<p>校内研修の確実な実施を管理資料票で確認した。校内で組織される倫理確立委員会の委員構成を男性だけでなく、男女で構成するよう各校が配慮した。</p>
		160	市役所におけるハラスメント防止体制	<p>職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「ハラスメント防止のための研修の実施回数」 1回/年度（平成29年度末） →1回/年度（令和5年度）</p>	<p>ハラスメントを生まない職場づくりに必要な知識を習得するとともに、組織的な防止対策を推進するため、全職員を対象とした自己学習形式の研修として、「ハラスメント防止セミナー」を実施した。</p> <p>「ハラスメント防止のための研修の実施回数」1回</p>	<p>庁内イントラネットを利用し、管理職・非管理職の別に関わらず、全職員を受講可能な形式とした。また、研修内容についてもハラスメントに関する一般的な知識のほか、市における職員・所属長の責務や相談窓口に関する周知を行った。</p>
		161	地域と連携した防犯の推進	<p>地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【数値目標】 「刑法犯認知件数」 10,958件（平成29年度末） →11,560件（令和2年）</p>	<p>自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込め詐欺防止ポップシールや振り込め詐欺防止ウエットティッシュ等を作成し、啓発活動等を実施した。 令和3年の刑法犯認知件数は、6,827件であった。</p>	<p>男女共同参画の観点から、女性が被害者、男性が加害者といった表現を控えた。</p>
		162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	<p>夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。</p> <p>【数値目標】 「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870灯/年（平成29年度末） →800灯/年（令和2年度）</p>	<p>市民からの設置要望が多い場所や事故が起りやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進めた。 令和3年度は509灯の公衆街路灯を設置した。</p>	<p>誰もが要望しやすいよう、受付時に要望内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。</p>

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
63	○	R1	B	校内研修と、校内組織である倫理確立委員会がセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐ役割を担い、問題が生じた場合も所管課と協力して対応しているため、一定の効果がであると評価した。	セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメントの防止に向けた取組みを継続し、校内組織だけでなく教職員人事課の相談窓口を周知し、問題を未然に防ぐとともに、問題が発生した場合においても適切な措置を行う。	引き続きセクシュアルハラスメント防止の取組みと適切な措置を行っていく。倫理確立委員会を年3回(学期に1回程度)実施する。	教職員人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
65	◎	R1	A	庁内イントラネットを利用し、管理職・非管理職の別に関わらず、全職員を受講可能にすることで、ハラスメントを生まない職場づくりに必要な知識を広く周知し、組織的な防止対策を推進することができた。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、専門講師による講義形式の研修を実施するなど、より研修効果を高める取組を検討する必要がある。	今後も継続的に研修を実施し、意識の向上と正しい理解の促進を図り、あらゆるハラスメントを防止する。	人事課
	○	R2	B				
	○	R3	B				
66	◎	R1	A	令和3年の数値目標を大幅に減少することができた。	刑法犯認知件数は、減少傾向にあるが、依然として多くの市民に身近な犯罪が発生している。	犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体への支援、広報啓発活動の実施、事業所・警察等と連携・協力し、刑法犯認知件数の減少を目指す。	市民生活安全課
	◎	R2	A				
	/	R3	A				
67	◎	R1	A	目標値の達成には至らなかったが、令和元年度に市内の公衆街路灯を一斉LED化した効果があったと考える。	令和2年は市内の交通事故件数が増加に転じ、多くの交通事故が発生している。	市民からの設置要望が多い場所や事故が起こりやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進める。	市民生活安全課
	○	R2	B				
	/	R3	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	①被害者の早期発見と相談体制の充実	163	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	各区役所くらし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和3年度実績は387件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		164	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	DV相談センターの周知カード(英語版)をDV被害者が安全な環境で手に取れるよう、公共施設の女性用トイレなど配置場所に配置した。	DVは女性が被害者となるケースが圧倒的に多いことから、女性への周知を心掛けた。
		165 Ⅶ-2-③ に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当の職員に報告、相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後にFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。また、該当ケースがあった際は、男女共同参画相談室と適宜連携した。
		166	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業 【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回(平成28年度末) →13回(令和5年度)	女性、子ども、高齢者、障害のある人など、様々な人権に関わる人権相談を市内4か所において各11回実施した。(会場:大宮区役所、中央区役所、岩槻区役所、浦和コミュニティセンター、武蔵浦和コミュニティセンター)	人権相談を行う相談員の女性比率は64%となっており、女性が相談しやすいよう配慮している。
		167	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	各区役所くらし応援室にて弁護士による法律相談などを実施。離婚・DVに関する相談について、令和3年度実績は387件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		168	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV相談事業 ②婦人相談員研修の実施	①さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議(4月、12月)と庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議(8月、1月)を開催し、関係機関との連携を図った。 ②婦人相談員研修では、多様な相談者に対応できるよう研修を実施した。	①連携会議ではDV被害者を支援するために、構成機関が持つ最新の支援策等の情報共有に努めた。 ②スーパービジョン他研修を12回実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	相談室に新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、相談予定について毎月市報に掲載し、計画通りに実施した。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、安心して市民相談を利用できるよう、相談室の整備を行い、相談日の広報を行っていく。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	B	通報体制の周知を行ったため。	被害者の早期発見により、被害の深刻化を防ぐ必要がある。	引き続き、市民や関係機関に対して情報の周知を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、適切に判断することができたと考える。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、年3回の研修機会をもうけている。	児童相談所
		R2	A				
		R3	A				
68	○	R1	B	8、9月は緊急事態宣言の影響により人権相談を実施することができなかったが、コロナ禍前とほぼ同水準で人権相談を実施することができたため。	ジェンダー問題を含めたあらゆる人権問題について相談ができることを周知する必要がある。	自治会にチラシやポスターを配付するなど、人権相談の周知を図り、相談しやすい窓口とすることを目指す。	人権政策・男女共同参画課
	△	R2	E				
	○	R3	B				
		R1	A	相談室に新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、相談予定について毎月市報に掲載し、計画通りに実施した。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	引き続き、安心して市民相談を利用できるよう、相談室の整備を行い、相談日の広報を行っていく。	市民生活安全課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	①他機関等との連携をより一層強化することができたため。 ②研修を12回実施することができたため。	婦人相談員については、連携会議での他機関の情報や研修を通じて、さらなる資質向上に努める必要がある。	DV被害の内容が多様化しているため、その相談に応じることができるように、婦人相談員の資質向上・研鑽に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	①被害者の早期発見と相談体制の充実	169	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。	大宮区くらし応援室において毎週月曜日～木曜日の9時～12時に外国人相談を実施。 月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語。 令和3年度実績は61件であった。 市民生活安全課において犯罪被害者等相談を実施。令和3年度実績54件のうち、性被害・DV・ストーカーに関する相談は13件であった。	誰もが相談しやすいよう、受付時や相談時に相談内容が周りに漏れ聞こえないように配慮した。
		170	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	外国人相談を行えるNPO等の庁外機関や障害福祉の所管課と連携しつつ、被害者に必要な支援を実施した。	性別、国籍による生きづらさなどを原因とした悩み相談に適切に対応できるように、婦人相談員を対象に必要な研修等を実施した。
		171	多様な被害者への配慮	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援する。日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談の実施。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高める。外国人市民のために、さいたま市生活便利帳を配布。	①HPなどで周知する際、男女双方の写真を使用するよう配慮している。 ②チラシやHPなどで周知する際、男女双方のイラストや写真を使用するよう配慮している。
		172 Ⅶ-2-③ に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を45箇所の医療機関から総数845件受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、支援を実施した。また、医療機関との連携強化のために、医療と保健の連携についての話し合いを実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	外国人相談では、相談室に新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、相談予定について毎月市報に掲載し、計画通りに実施したため。	今後も誰もが相談しやすい環境づくりをする。	外国人相談、犯罪被害者等相談とも、引き続き安心して利用してもらえるよう、相談環境の整備を行うとともに、周知を図っていく。	市民生活安全課
		R2	A	犯罪被害者等相談では、相談員を配置し相談体制を整え、また、対象となる犯罪被害者等に見舞金等の支給を実施したため。			
		R3	A				
		R1	B	関係機関と連携を図りつつ、多様な被害者への対応を行った。	被害者の国籍や障害の有無、年齢にかかわらず、誰でも相談や支援を受けられるようにする必要がある。	関係機関と連携を密にしつつ、多様な被害者への対応を進めていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	B	①男女問わず、相談者の利用がある。 ②各区役所等でさいたま市生活便利帳を配布した。	①相談窓口の効果的な周知が課題である。 ②情報誌・冊子等の効果的な周知が課題である。	①利用周知のため、さらなる広報の必要性がある。また、観光国際課と(公社)さいたま観光国際協会が連携し、相談業務に係る情報収集等を行い効果的な運用を図る必要性がある。 ②引き続きさいたま市生活便利帳を配布し生活情報を提供する。	観光国際課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	C	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、性別にかかわらず支援をしており、虐待の予防に寄与できている。	医療と保健の連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援につながるような体制を整えていく必要がある。	より早期から、医療と保健が連携し、支援につながるように、医療機関との連携会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っていく。	地域保健支援課
		R2	C				
		R3	C				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	② 被害者保護と自立支援の充実	173	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行った。 利用実績：11世帯、23人	DV等の理由により、緊急に一時保護が必要となる母子に、短い期間の中で新たな居住場所を探す支援を行う必要があり、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要がある。
		174	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行った。 利用実績：7世帯、10人	DV等の理由により、緊急に一時保護が必要になる母子に、短い期間の中で新たな居住場所を探す支援を行う必要があり、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要がある。
		175 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	被害者からの申し出により、各区役所区民課において住民基本台帳の閲覧等の制限を依頼し、被害者の現住所等情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、判断した。
		176 Ⅶ-2-③ に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者の情報を保護するため住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。また情報管理を徹底するために、被害者支援に関わる関係機関などと、被害者及び関係者に関する情報について連携した。	被害者及びその関係者を保護することを目的として、各区役所区民課の窓口で相談、申請を受け付けた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	—	緊急的に保護を必要とする母及び子(義務教育終了前)を施設に入所させ、必要な保護を行ったため、A評価とした。	母子緊急一時保護期間の長期化の傾向にあり、引き続き、各関係機関と連携を図る必要がある。	引き続き、各関係機関との連携を図っていく。	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	緊急に一時保護を必要とする母及び子を施設に入所させ、必要な保護を行ったので、「A」評価とする。	母子緊急一時保護期間は長期化の傾向にあり、引き続き各関係機関と連携を図る必要がある。	引き続き、各関係機関との連携を図っていく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	人権政策・男女共同参画課全庁
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	被害者及びその関係者の情報管理を徹底し、情報の漏洩等の事案は無かった。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底する。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底する。	区政推進部
		R2	A				
		R3	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	②被害者保護と自立支援の充実	177	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV被害者への情報提供	被害者の心情に寄り添うべく継続相談を実施し、被害者のおかれている段階に応じて必要な情報を提供し、相談者が自己決定できるよう支援した。	相談者の意思を尊重する相談対応を心掛けた。
		178	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再安心プログラムの周知徹底	さいたま市多重債務者生活再安心プログラムを実施し、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより相談者の救済を行った。	引き続き専門資格を持った消費生活相談員が相談者に適した支援を行っており、男女の区別なく多くの方が相談し易いよう、土曜日の開所及び日曜日の電話相談を実施している。
		179 Ⅶ-2-④ に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業として、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。なお、ひとり親家庭等介護初任者研修については、新型コロナウイルスの影響もあり、医療事務講座に変更した。	昨年度実施できなかった介護初任者研修を医療事務講座に変更し、ひとり親家庭のニーズに沿った支援を行った。 弁護士による法律相談では、Zoomでの相談でも可能とした。
		180	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	令和3年度については婦人相談センターに入所した世帯のうち、4世帯に対し、生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行った。	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し、必要な支援を行った。
		181	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	利用実績なし。	被害者に対する支援制度や入居までの連携について関係部署と情報共有を図った。
		182	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うことをとおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	カウンセリング希望者に対する「こころの健康ガイド」活用と、医療機関についての情報を提供した。また、精神保健福祉士によるカウンセリングを23回実施した。	講師の援助のもと、対等な関係で話し合う機会となるピアサポートや、精神保健福祉士によるカウンセリングを引き続き実施した。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援を含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援した。	被害者への継続的な相談対応による精神的な支援及び被害者の生活再建に必要な情報を提供し、被害者の自立を目指す必要がある。	引き続き、被害者への継続的な自立支援及び情報提供を継続していく。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	B	専門資格を持った消費生活相談員が対応、男女の区別なく経済的・精神的困窮状況を的確に聞き取り、相談者に適した支援につなげられたため。	貸金業法改正の効果で多重債務に関する消費生活相談件数は少なくなっているが、消費生活センターを知らずに相談できていない方が少なくなるよう一層の周知が必要。	多重債務者無料相談会の周知を含め、相談が必要な方が消費生活センターに相談できるように、当センターの周知啓発を市ホームページや情報紙など複数の広報媒体で行う。	消費生活総合センター
		R2	B				
		R3	B				
69	△	R1	C	指標となる介護初任者研修は実施できなくなったため。その一方でほかの講習会等は全て予定どおり実施できた。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	市報や市ホームページのほかチラシ等で積極的に周知を行い、ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援政策課
	—	R2	B				
	—	R3	B				
		R1	B	支援を必要とする世帯に対し、生活保護法を適用し、必要な支援を行った。	生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を適切に行っていく。	今後も生活保護法による支援を必要とする世帯に生活保護法を適用し、社会復帰及び生活の支援を行っていく。	生活福祉課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	—	利用実績がないため。	被害者保護と自立支援の推進のため、引き続き緊急の目的外使用に備え、住戸を確保していく。	緊急の目的外使用に備え、住戸を確保する。また、関係部署との情報共有体制を強化確立し、相談があった際には被害者が円滑に入居できるよう努める。	住宅政策課
		R2	—				
		R3	—				
		R1	B	ピアサポートや、精神保健福祉士によるカウンセリングを引き続き実施したため、「B」とした。	ピアサポートの受講者から、自助グループなどの活動に繋がらない。	引き続き、ピアサポートを実施しつつ、自助グループの形成を目指す。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	B				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	③ 関係機関との連携協力	165 Ⅶ-2-① に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けた。	DV被害者の早期発見のため、電話相談員が即座に判断できない場合はすぐに担当の職員に報告、相談し、それ以外のケースも勤務時間終了後にFAXで担当職員に周知するなど、迅速な対応を心がけた。また、該当ケースがあった際は、男女共同参画相談室と適宜連携した。
		172 Ⅶ-2-① に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を45箇所医療機関から総数845件受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、支援を実施した。また、医療機関との連携強化のために、医療と保健の連携についての話し合いを実施した。
		175 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	被害者からの申し出により、各区役所区民課において住民基本台帳の閲覧等の制限を依頼し、被害者の現住所等情報の保護を行った。	総務省が示す事務処理要領に基づき、判断した。
		176 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	各区役所区民課において、被害者の情報を保護するため住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。また情報管理を徹底するために、被害者支援に関わる関係機関などと、被害者及び関係者に関する情報について連携した。	被害者及びその関係者を保護することを目的として、各区役所区民課の窓口で相談、申請を受け付けた。
		183	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。 ①DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家（弁護士、精神科医等）との連携 ⑥DV被害者支援団体との連携	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（4月、12月）と庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（8月、1月）を開催し、関係機関との連携を図った。	DV被害者を支援するために、構成機関が持つ最新の支援策等の情報共有に努めた。
		184	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	①婦人相談員の質の向上を図るため、スーパービジョン（4回）や研修（8回）を実施した。 ②さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（4月、12月）と庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議（8月、1月）を開催し、関係機関との連携を図った。	①研修のテーマについては男女共同参画を含めた多様な視点をもてるよう考慮した。 ②連携会議ではDV被害者を支援するために、構成機関が持つ最新の支援策等の情報共有に努めた。
185	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①DVに関する実態調査・研究	DV防止対策に関する会議、男性DV被害者支援及び加害者対策に関する調査を他政令市に依頼し、今後の施策のあり方を検討した。	男女共同参画の視点から男性のDV被害についても調査を行った。		

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
		R1	A	すべての件について電話相談員が迅速に対応することができ、DV事案に関しても関係機関との連携ができた。	電話相談員が自身で判断してよいか、担当職員に判断を仰ぐか、ケースごとに判断する力をつけなければならないが、今年度は特段報告もれ等はなく、適切に判断することができたと考える。	24時間電話相談員として適切に各通話に対応するための判断力を養うために、年3回の研修機会をもうけている。	児童相談所
		R2	A				
		R3	A				
		R1	C	家族全体への支援を意識し、医療機関と連携し、性別にかかわらず支援をしており、虐待の予防に寄与できている。	医療と保健の連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援につながるような体制を整えていく必要がある。	より早期から、医療と保健が連携し、支援につながるように、医療機関との連携会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っていく。	地域保健支援課
		R2	C				
		R3	C				
		R1	A	総務省が示す事務処理要領に基づき、適切に対応し、被害者の情報の保護を行った。	人事異動による職員の入れ替えがあり、経験の浅い職員が対応することで事務処理誤りのリスクが高まるため、注意が必要である。	事務の引継ぎ、マニュアルの整備を徹底し、総務省が示す事務処理要領に基づき適切な対応を行っていく。	人権政策・男女共同参画課 全庁
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	被害者及びその関係者の情報管理を徹底し、情報の漏洩等の事案は無かった。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底し、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施していく。	被害者及びその関係者の情報を保護するため、引き続き情報管理を徹底し、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施していく。	区政推進部
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	他機関等との連携をより一層強化することができたため。	DV被害者支援のため、関係機関や民間団体との連携を強化する必要がある。	引き続き、庁内外の連携会議を開催し、DV対策について各関係機関との連携を図る。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	①婦人相談員の意識及び知識向上を図るため研修を実施したため。 ②他機関等との連携をより一層強化することができたため。	婦人相談員については、連携会議での他機関の情報や研修を通じて、さらなる資質向上に努める必要がある。	DV被害の内容が多様化しているため、その相談に応じることができるように、婦人相談員の資質向上・研鑽に努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				
		R1	A	調査結果をまとめ、今後のDV防止対策会議のあり方を検討できたため。また、男性DV被害の調査により男性の悩み相談を拡充させた。	国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者更生に向けた施策のあり方を始め様々なDV施策について検討していく必要がある。	今後も加害者更生に向けた施策のあり方を始めDVに関する実態調査・研究を行う。	人権政策・男女共同参画課
		R2	B				
		R3	A				

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

施策の方向	基本的施策	事業番号	推進事業	事業内容	R3年度事業実施状況	前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点
2トメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援	④子どもへの支援	179 Ⅶ-2-② に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（令和5年度）	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業として、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。なお、ひとり親家庭等介護初任者研修については、新型コロナウイルスの影響もあり、医療事務講座に変更した。	昨年度実施できなかった介護初任者研修を医療事務講座に変更し、ひとり家庭のニーズに沿った支援を行った。弁護士による法律相談では、Zoomでの相談でも可能とした。
		73 Ⅳに再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） （平成29年度末） →6施設（毎年度契約） （令和5年度）	児童養護施設等において、養育が必要な児童の預かりを行った。 利用実績：延べ4名、延べ日数27日 施設契約数 6施設	男女を問わず、児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに施設にて一時預かりができる体制としている。
		186	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて就学援助制度について案内します。	DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施した。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を行った。	・速やかな就学支援 ・個人情報の厳重な管理
		187	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。	婦人相談員会議にて「子育て支援応援ブック」を配布し、子育てに関わる情報を周知した。	DV被害者を支援するために、最新の支援策等の情報提供に務めた。

数値目標NO.	数値目標の達成状況	年度ごとの自己評価					所管課
		年度	自己評価	自己評価を選択した理由	今年度の取組における男女共同参画推進の課題	男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組	
69	△	R1	C	指標となる介護初任者研修は実施できなくなったため。その一方でほかの講習会等は全て予定どおり実施できた。	利用者の男女比をみると、母子の方の利用が多い。父子の方も参加できるよう周知・広報する必要がある。	市報や市ホームページのほかチラシ等で積極的に周知を行い、ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を引き続き実施していく。	子育て支援政策課
	—	R2	B				
	—	R3	B				
30	◎	R1	A	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、一時的に預かることのできる場所として、児童養護施設等、計6施設との契約を行った。	空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複した場合等は希望に応じられない場合がある。	本制度は空床を利用するため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、委託先の拡充として里親等への委託を検討しております。	子ども家庭支援課 (子ども家庭総合センター総務課)
	◎	R2	A	契約施設数が6施設と目標を達成したため、A評価とした。			
	◎	R3	A				
		R1	B	関係機関と連携し、子どもの就学機会が失われることがないよう、速やかに対応した。併せて必要な制度の案内及び個人情報の厳重な管理を徹底した。	子どもの就学機会の確保に向けて、引き続き、速やかな就学支援及び、個人情報の厳重な管理を徹底する。	今後も、DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童生徒に対し、居住の事実を確認の上、速やかに就学支援を実施する。また必要に応じ、生活保護制度又は就学援助制度の案内を実施する。	学事課
		R2	B				
		R3	B				
		R1	A	婦人相談員へ情報を周知したため。	保育や就学の機会において、利用できる制度や必要な支援について、婦人相談員へ周知することで、被害者の子どもの安全へ配慮する必要がある。	今後も関連する情報を収集し、的確に被害者へ提供できるように努める。	人権政策・男女共同参画課
		R2	A				
		R3	A				

